第23期第３回高知海区漁業調整委員会議事録

１　**開催日時**　令和７年９月19日（金）　14時00分から14時40分まで

２　**開催場所**　高知市本町５丁目３－20　高知共済会館　３階　「藤」

３　**出席委員**　木下清、石田実、浦尻和伸（Web)、澳本健也、澳本康之、小笠原利幸、川田一成、柴田孝夫、竹内眞澄、中澤芳江、濵町明恵、前田嘉広（計12名）

欠席委員　川竹佳子、問可柾善、堀美菜

署名委員　澳本康之、中澤芳江

県出席者　水産振興部　山下部長、浜渦副部長、津野漁業管理課長

事務局　飯田事務局長、木村次長、永野チーフ、宮澤主幹

４　**審議事項**

第１号議案　うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について

第２号議案　うなぎ稚魚漁業の制限措置等の変更について

第３号議案　資源管理方針の変更について（くろまぐろ）

５　**報告事項**

第60回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について

６　**議事内容**

飯田事務局長

ただ今より第３回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日、第１号議案の追加資料、報告事項の資料について本日お配りしていますのでご確認をお願いします。

また、７月からスーパーローカル高知家というキャッチコピーで高知を関西圏に売り出すプロモーションをしています。ピンバッチをお配りしますのでご活用ください。

本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は12名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第４条により会が成立していることをご報告いたします。なお、浦尻委員はWEBでの参加となっています。

それでは会長、よろしくお願いします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

山下部長

みなさん、こんにちは。暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。

海面漁業、漁船漁業では黒潮の大蛇行が収束したのではというお話がございまして、大蛇行前の魚が戻ってきたり、大蛇行時の魚が獲れなくなったりということがあるかもしれませんので、県としては動向を注視しなが

ら、海況の状況に応じた支援を考えていきたいと思っていますので色々な声をお寄せいただければと思いますのでよろしくお願いします。

それでは本日の会ですが、議案が３件と報告事項が１件でございます。

第１号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可方針の一部変更について」、第２号議案の「うなぎ稚魚漁業の制限措置等の一部変更について」になります。いずれもうなぎ稚魚の知事許可漁業における取扱等の変更についてお諮りするものでございます。これらの変更については、内水面漁業、海面漁業、養鰻等の関係者との意見交換などを踏まえて検討したもので、操業区域の見直しなどを行うものです。

第３号議案の「資源管理方針の変更について（くろまぐろ）」は、昨年度の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の結果を受け、全国で小型魚10%、大型魚 50%の増枠が決定されました。ただし、この増枠には０歳魚の漁獲増加抑制の条件が付帯していまして、このことについての進め方をご審議いただくものです。

報告事項「第 60 回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について」につきましては、西日本ブロック会議の現時点での参加者や視察先についてご報告するものです。

詳細につきましては、後程、事務局からご説明しますので、十分なご審議をよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

木下会長

ありがとうございました。

本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、問可委員、堀委員、川竹委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、澳本康之委員と、中澤委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第１号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」、第２号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置等の変更について」は関連していますので、一括して議題とします。事務局からの説明を求めます。

木村次長

それでは資料１をお手元にご準備ください。第１号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」ご説明します。

資料１ページをお願いします。諮問文を朗読します。

７高漁管第 487 号、令和７年９月 10 日。高知海区漁業調整委員会　会長　木下　清　様、高知県知事　濵田　省司。うなぎ稚魚漁業の許可方針について高知県漁業調整規則第４条第１項第２号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可方針を変更したいので、貴会の意見を伺います。

資料 46 ページをお願いします。

まず、許可方針の変更の概要についてご説明する前に、令和６年度、前年度のうなぎ稚魚漁業の実績についてご説明をさせていただきます。

前年度の漁期については令和７年１月１日から３月 31 日となっております。２つめの丸の許可数の表を見てください。許可数については、上限が操業地区 44 地区に許可数が 115 件、従事者数が 2,441 人となっておりましたが、実際に許可した件数は 43 地区に 44 件、従事者が 2,416 人でした。

３つめの丸の採捕量の表を見てください。採捕量については１月から３月までの合計は 563.246kg となっており、採捕量上限の 600.3kg には達しておりません。そのため、前年度の漁期に採捕停止を発出するようなことはありませんでしたが、過去５年間の採捕量平均を大きく上回る豊漁となりました。

次に、資料 47 ページをご覧ください。

こちらは令和５年度から許可漁業化しましたうなぎ稚魚漁業の許可方針の概略となっております。左上の１の令和５年度の知事許可漁業への移行をご覧ください。

令和５年 12 月１日にシラスウナギが特定水産動植物に指定され、採捕が可能な場合は、許可漁業又は漁業権に基づいて漁業を営む場合となっております。そのため、令和５年度にシラスウナギの採捕を特別採捕許可から知事許可漁業に移行しました。

２のうなぎ稚魚漁業の許可の申請と交付をご覧ください。許可を受けようとする者は直接採捕、集荷する場合は不要ですが、必要に応じまして実際にシラスウナギを採捕する人である「漁業従事者」と採捕したシラスウナギを集荷する「集出荷する者」を構えていただき、高知県に許可申請をしていただきます。

①の許可の申請については、「県内に住所を有する個人又は法人」、「操業区域の漁業権者の同意」、「操業区域に隣接する内水面漁協の同意」を全て満たした者となります。

②の許可の交付については、操業区域ごとの許可すべき数に応じて許可することになります。許可すべき数の上限を上回る申請があった場合には「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」で許可を受ける者を決定していきます。基準の優先順位についてですが、更新する者が優先される内容となっております。

右四角の３のうなぎ稚魚漁業によるシラスウナギ採捕、集荷、販売をご覧ください。こちらは実際のシラスウナギのながれを示しています。漁業従事者が採捕したシラスウナギは集出荷する者が集荷し、許可を受けた者が県内外の養鰻事業者に販売します。採捕量、集荷量、販売量は全て県に

報告するようになっております。また、県ではこの報告が正しく行われているかを確認するために立ち入り検査を実施することもあります。以上が、うなぎ稚魚漁業の許可の概略となっております。

次に、資料 51 ページをご覧ください。

こちらはうなぎ稚魚漁業のスケジュールとなっております。令和７年７月までに関係者の意見をお聞ききしたうえで、許可制度の課題抽出を行い、令和７年度の許可方針の素案を作成しました。令和７年８月 21 日に令和７年度許可見直しに係る意見交換会としまして、内水面、海面、養鰻の関係者、令和６年度に許可を受けた者等との意見交換を行いました。意見交換では、区域変更、漁業従事者数の考え方、取締機関への要望についてのご意見をいただきました。

次に意見交換を踏まえて許可方針の案を作成しまして、9/2 に内水面漁連組合長会での説明を行いました。その会では許可を受けた者への指導徹底についてのご意見をいただきました。さらに、許可方針と基準の案については、令和７年８月 28 日から同年９月８日までの 12 日間に意見公募いわゆるパブコメを行いました。この意見公募の結果と回答についてご説明いたします。

本日お配りした資料をご覧ください。うなぎ稚漁業の許可方針についての意見公募結果と記載のある表面をお願いします。

提出された意見は１名から５件となっております。うち３件はうなぎ稚魚漁業の許可方針に係る意見ではないため、回答は行いません。

残る２件については、１つ目のご意見が「うなぎ稚魚漁業の採捕期間が１月１日から３月 31 日までの 90 日間に定めた根拠は」というもので、これに対する、県の回答の案としましては、

「採捕期間については、令和５年度の特別採捕から知事許可漁業への移行に際し、以下のことを踏まえるとともに、関係者等への説明会や意見交換を行い、１月１日から３月 31 日の 90 日間としております。

①うなぎ稚魚（以下、「シラスウナギ」という。）の採捕報告によると、近年は２～３月が主漁期であること②内水面漁業関係者からシラスウナギの採捕の際に混獲されたアユ仔稚魚が岸壁に放置されているという情報があったこと③内水面漁業センターの調査よると 11～12 月に集魚灯へのアユ仔稚魚の蝟集が多く、すくい網による混獲が懸念されたこと④多くの関係者から採捕期間中にシラスウナギを効率的に漁獲できるといわれている新月を３回入れて欲しいと要望があったこと。

なお、令和６年度以降も関係者への説明会等を通じ、取扱方針を検討しております」と回答する予定でございます。

２つ目のご意見は、「うなぎ稚魚漁業の高知県の採捕数量を 600.3kg にしている根拠は。」というもので、これに対する、県の回答の案としまし

て、「シラスウナギの採捕数量については、水産庁からウナギの資源管理に関して次のとおり技術的助言がありました。
①国内のシラスウナギの池入れ数量は、内水面漁業の振興に関する法律に基づき全国的な上限が設定されており、都道府県において採捕数量の上限を定める必要はないこと②これまで、特別採捕の運用において、採捕数量の上限が自県の池入数量を下回るほど過度に制限されているなど、正確な採捕数量の報告が行われにくい規制をされていることが指摘されてきていること③合理的な根拠のない採捕数量の制限を条件とすることは適当でないこと。

上記①の県で採捕上限を定める必要にないということに関しては、本県河川におけるウナギ成魚の漁獲量は 1990 年代から減少し、現在も低迷していることを踏まえ、本県河川に遡上するシラスウナギの保護が必要との認識から採捕数量の上限を設定しました。
また、数量につきましては、上記②及び③のとおり数量制限する場合は根拠あるものとするとの助言を踏まえ、内水面漁業の振興に関する法律に基づく本県の養鰻業におけるシラスウナギの池入れ上限である 600.3kg を根拠として採捕数量の上限としました。
なお、採捕期間と同様に採捕数量につきましても、関係者等への説明会や意見交換を行うとともに、令和６年度以降も関係者への説明会等を通じ、取扱方針を検討しております。」と回答する予定でございます。

資料 51 ページのスケジュールにお戻りください。意見交換会と意見公募を踏まえまして、許可方針、制限措置の変更案を作成しまして、本日、内水面漁場管理委員会に諮問させていただきました。

資料 45 ページをお願いします。
令和７年度のうなぎ稚魚漁業の許可方針案ついてご説明させていただきます。まず（1）の許可方針案の概要をご覧ください。許可方針の主要部分は変更しておりません。採捕量の上限は県内採捕量 600.3kg、国全体で 21.7 トンとなっており、漁業時期は１月１日から３月 31 日までの約 90 日間、操業区域は 44 地区、許可数の上限は 115 件、報告徴収は漁業法 176 条に基づく罰則付きの報告義務となっており、これについては変更しません。

次に、（2）の主な変更点になります。表の左が変更内容、右がその理由となっております。

まず、①としまして、漁業従事者数の上限を 2441 人から 2416 人に削減します。理由は適切な管理のため前年度実績を上限としているためです。
②は操業区域の一部変更です。理由は操業の適正化を図るためとしています。③は採捕に係る報告について、指定様式に加えて電子サービス等による報告も可能とするための変更です。理由はデジタル化による報告の簡略

化及び迅速化を図るためです。

変更点の詳細についてご説明しますので、資料 48 ページをお願いします。①の漁業従事者の上限の変更になります。漁業従事者数の上限については前年度は 2441 人でしたが、本年度は 2416 人に変更します。変更理由については、適正な操業指導及び漁業管理の観点から各区域の従事者数の上限に対して申請がなかった従事者数を翌年度削減することとしており、前年度の漁業従事者数を上限としております。変更のあった区域は奈半利、小筑紫、片島、高知市内水面及び福良川となります。

次に資料 49 ページをお願いします。令和７年度の２つ目の変更である、操業区域の見直しについてご説明します。

まず①の小筑紫及び福良川の操業区域の変更についてご説明しますので、資料右側の図をご覧ください。

現在、福良川と小筑紫の操業区域は隣接しており、従来の境界線を境に川の上流側が福良川の操業区域、海側が小筑紫の操業区域となっております。現状、福良川の漁業従事者は小筑紫との境界線付近に密集して採捕を行っており、操業に支障が出ている状況にあります。一方で、小筑紫の漁業従事者については、境界線付近で採捕を行っている者はほとんどいないことから、図にありますように、従来の境界線から変更後の境界線に境界線を改めることによって、福良川の操業区域を海側に拡大するとともに、小筑紫の操業区域を縮小するための変更を行います。

次に②の仁淀川の操業区域の変更についてご説明します。現在の仁淀川の操業区域のうち、上流側の境界線は、図の従来の境界線となっております。この線は、かつて漁業従事者が左岸から川に入る際の通路をもとに定められており、川に入ってすぐ下流側が操業区域となるように設定されておりました。しかし、現在、ダムの放水等によって地形が変わり、川に入るための通路がより上流側にあります。漁業従事者は川に入った後に下流側に移動してから採捕を行う必要があり、操業区域を誤ってしまう恐れがあります。このため、入川位置と境界線を合わせることを目的に、変更後の境界線を上流側の境界線とするための変更を行います。

次に資料 50 ページをお願いします。

令和７年度の３つ目の変更は、指定様式による採捕報告に加えて、電子サービス等を活用した報告も可能とするための変更です。

前年度までは採捕量、集荷量及び販売量の報告は様式１によって行うことを義務づけておりましたが、今年度からは報告内容を満たしていることを条件に電子サービス等による報告を認めます。変更理由は、許可を受けた者の報告について、デジタル化による簡略化及び迅速化を図るためとなっております。以上が、前年度からの主な変更点となります。

資料 52 ページをお願いします。

水産庁からの技術的助言である「令和８年漁期におけるうなぎの持続的利用のための資源管理の推進について」を参考資料として資料 52 ページから 58 ページにつけております。前年度から特段の変更はございませんでしたので説明は省略させていただきます。

次に第２号議案のうなぎ稚魚漁業の制限措置等の変更について、ご説明しますので、資料２をお願いします。

資料２の１ページをお願いします。諮問文を朗読します。

７高漁管第 487 号　高知海区漁業調整委員会様　高知県漁業調整規則第４条第１項第２号に掲げるうなぎ稚魚漁業の制限措置を変更したいので、同規則第 11 条第３項の規定により諮問します。令和７年９月 10 日高知県知事　濵田　省司。

まず資料２の構成についてご説明します。資料２ページから３ページまでが制限措置の変更の告示案、資料４ページから６ページまでが新旧対照表となっております。

資料４ページをお願いします。

左が新、右が旧となっており、変更点には下線を引いております。制限措置の内容は、うなぎ稚魚漁業の許可方針の第５条に掲げる漁業種類、操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数、操業区域ごとの許可すべき漁業者の数、漁業を営む者の資格となっております。これらの内容は許可方針と同一のものですので、許可方針に変更があった場合に、制限措置の内容も同様に変更いたします。制限措置の変更内容については、さきほど許可方針の変更でご説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

表中中央部に記載されております、３の許可を申請すべき期間をご覧ください。

制限措置に許可申請期間をいれて告示しますので、許可申請期間を令和７年 10 月９日から同年 11 月９日とします。以上が第２号議案の説明となります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明します。資料１にお戻りください。資料１の 51 ページをお願いします。資料の中ほどをご覧ください。９月 17 日に内水面漁場管理委員会を開催しておりまして、許可方針、制限措置の変更について諮問し、適当であると答申いただいています。そして、本日海区漁業調整委員会に諮問し、適当であると答申をいただきましたら、許可方針と制限措置を変更します。先ほどご説明しましたが、申請期間は 10 月９日から 11 月９日の間を予定しており、10 月上旬、10 月８日に決定しましたが「うなぎ稚魚漁業の許可申請の手続きに係る説明会」を開催します。審査期間は 11 月 10 日から 11 月 30 日で、12 月１日頃に許可を受ける者に許可証を交付します。そして、令和８年１月１日か

ら漁期が開始となる予定です。すいません資料の左下Ｒ７になっていますが、８の間違いです。
　最後に、これらについて本日、答申をいただきましたら、制限措置については県公報に登載する手続きを進めます。それに際し内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合は、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。
　以上で第１号議案、第２号議案についてのご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

木下会長　ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員　情報があれば教えていただきたいですが、本日配られましたパブリックコメントの資料について、意見の２番で水産庁の技術的助言では、数量の上限を設定する必要はないとのことですが、資源状況等を鑑みて高知県では 600.3 キロを上限としている。このことは私としては適当だと思っていますが、他の都道府県でも上限を決めているところは多いのでしょうか。

木村次長　他の県で定めているところは少ないですけれども、例えば静岡県であれば２トンなど定めている県もございます。県として資源管理が必要であると考えている県は上限を設定しているようです。

木下会長　他にございませんか。

木下会長　ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第１号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」、第２号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置等の変更について」は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

　「異議なし」という者あり。

木下会長　ご異議ないようですので、第１号議案、第２号議案は、原案が適当であると、答申いたします。
　続きまして、第３号議案、「資源管理方針の変更について（くろまぐろ）」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

宮澤主幹　それでは、第３号議案、資源管理方針の変更について、事務局からご説明させていただきます。
　それでは、お手元の資料３の１ページをお願いします。

ここでは、昨年 12 月に水産庁が公表した中西部太平洋まぐろ類委員会、通称 WCPFC の第 21 回年次会合の結果を示しています。この中で、我が国のくろまぐろの漁獲可能量は、小型魚が 4,007 トンから 4,407 トンに 400 トンの増加、大型魚では 5,614 トンが 8,421 トンと 2,807 トンの増加となりました。この結果、今年度に本県でも漁獲可能量の追加配分があったところです。ここで、２ページをお願いします。2 ページの上側にある①漁獲上限の小型魚に関してアスタリスク１に記載されていますとおり、漁獲上限の増加にあたって、０歳魚（２キログラム未満）の漁獲が増えないよう努めることが合意に含まれております。このため、国としてなんらかの取り組みを行うことが国際的に求められています。

次に３ページをお願いします。ページ上段にくろまぐろの融通制度に関する水産庁の資料を載せております。この制度は、大臣管理区分である大中型まき網漁業と知事管理区分の都道府県の間で漁獲枠を融通する仕組みに関して、水産庁が新たに示しているものです。これによると、新たな枠組みで大中まき網漁業で漁獲量が余った場合に、その残りの漁獲枠から都道府県が融通を受ける場合には、融通スキームの③に記載されているとおり、資源管理協定等にくろまぐろ小型魚保護の取り組みを記載し、実施している都道府県を優先するとされております。

３ページの下段には、くろまぐろ０歳魚の取り扱い状況について、他県に聞き取りした結果を示しております。ある県においては、資源管理方針に定置漁業は 1.5kg 未満の小型魚の漁獲をしない旨を明記されていたり、別の県では漁獲可能量の７割を超えた場合には漁業者は全長 45 センチ未満の生存個体の放流に努める旨が明記されています。以前から小型のくろまぐろの保護を先行的に行ってきた一部の都道府県では、すでにくろまぐろ０歳魚の取り扱いを資源管理方針に記載している状況となっています。

本県においては、30 キログラム未満の小型魚は毎年、期間別の漁獲量がその期間の漁獲枠を超えて採捕停止命令を発出する事態が生じており、水産庁に対して融通による追加配分の要望を行っている状況であることから、充分な漁獲可能量を確保するためには引き続き機会をとらえて融通要望をしていく必要があります。このことから、融通を受けるために最低限必要な事項を資源管理方針へ記載していく必要があると考えられますし、また、実際に０歳魚の保護等の取り組みに対する意見等を聴取する必要があると考えていますので、その進め方についてこれまでのくろまぐろの資源管理方針の変更の手続きと同様に資源管理検討部会に付託して検討していただくよう進めたいと考えています。

事務局からの説明を終わります。

木下会長　ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長　ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第３号議案、「資源管理方針の変更について（くろまぐろ）」は、その検討を漁業管理検討部会に付託することにしてよろしいですか。

「異議なし」という者あり。

木下会長　ご異議ないようですので、第３号議案は、漁業管理検討部会に付託することといたします。

木下会長　議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。
「第 60 回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について」事務局の説明を求めます。

永野チーフ　それでは、資料４をお手元にご用意お願いたします。
本年度、全国海区漁業調整委員会連合会、全漁調連の西日本ブロック会議が高知県で開催となっていますので、その予定等につきまして報告させていただきます。
まず、１ページをお願いします。
日程は 11 月６日と７日で決定いたしました。開催場所は新阪急ホテルです。
１日目は、14 時から西日本ブロック会議を行います。次第は、記載のとおりです。
議事は例年どおりの内容となっています。また、情報交換としては、兵庫県明石市で共同漁業権の対象種であるマダコについて、漁業者と遊漁者による漁場と資源の利用ルールを作っている事例に関して、兵庫県から話題提供をいただくよう調整中です。
その後、同日 18 時から 20 時まで意見交換会を実施します。
2 ページ目をご覧ください。２日目は、現地視察の行程表になります。
現地視察は、中土佐町久礼の津波避難タワーの見学及び大正町市場の見学を行った後、上ノ加江に移動し、わかしやの漁業体験活動を見学していただきます。
現時点での県外参加者は、25 名です。
委員の皆様におかれましても、当日の出席について、別紙の出席確認表にご記入をお願いいたします。
出席される場合の報酬及び旅費は、規程に基づきお支払いいたします。
なお、1 日目の意見交換会の飲食代については、お一人あたり 8,000 円をご自身で負担いただくこととなりますので、ご了承ください。

	また、２日目の現地視察は、必ずしも参加が必要なものではありませんが、ご希望の場合は、こちらにも記載をお願いします。以上で説明を終わります。
木下会長	ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。
木下会長	ないようですのでそれでは、これをもちまして、第３回海区漁業調整委員会を閉会といたします。

本書は、第 23 期第３回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議　　長　　木下　清　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　澳本　康之　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　中澤　芳江　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２３期第３回高知海区漁業調整委員会次第

開催日時　　令和７年９月 19 日（金）14 時から

場　　所　　高知共済会館　３階　「藤」
（高知市本町５丁目３－20）

１　開会

２　あいさつ

３　欠席委員の報告

４　議事録署名委員の指名

５　議案審議
第１号議案　うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について
第２号議案　うなぎ稚魚漁業の制限措置等の変更について
第３号議案　資源管理方針の変更について（くろまぐろ）

６　報告事項
第 60 回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について

７　閉　会

資料１

第２３期第３回高知海区漁業調整委員会

第１号議案

うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について

7高漁管第487号
令和7年9月10日

高知海区漁業調整委員会
会長　木下　清　様

高知県知事　濵田　省司

うなぎ稚魚漁業の許可方針について

高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可方針を変更したいので、貴会の意見を伺います。

うなぎ稚魚漁業の許可方針

（趣旨）

第１条　高知県漁業調整規則（令和２年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第４条第１項第２号に規定する漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条　この方針は、規則第４条第１項第２号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業）に適用する。

（漁船の制限）

第３条　使用する船舶（総トン数１トン未満の無動力船を除く。）は、漁船登録における漁業種類に当該漁業を登録すること。

（許可の有効期間）

第４条　規則第15条第１項第２号に規定する許可の有効期間は、１年とする。ただし、同条第２項の規定に基づき、期間を短縮する場合がある。

（知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の資格及び条件等）

第５条　規則第４条第１項第２号に規定するうなぎ稚魚漁業の制限措置及び条件等は、次に掲げるとおりとする。

（１）漁業種類

火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業

（２）操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数

別表１のとおりとする。

（３）推進機関の馬力数

定めなし。

（４）操業区域

地区ごとの操業区域は別表１のとおりとする。

（５）漁業時期

１月１日から３月31日までとする。

（６）許可の条件は、次に掲げるとおりとする。

ア　当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第８条第２項の規定により提出したものをいう。）に記載された者でなければならない。

イ　漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第８条第２項の規定により提出したものをいう。）を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。

ウ　イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。

エ　漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

オ　漁業従事者は、午前６時半から午後５時までの間は、採捕してはならない。

カ　漁業従事者が採捕に従事するときにあっては、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。）１個及びすくい網１本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は１個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。

キ　漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

ク　漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が３メートル以内、網の丈が１メートル以内とする。

ケ　漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。

コ　漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。

サ　漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

シ　漁業従事者は、次条第２項及び第３項の知事が指示した日以降、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

（７）漁業を営む者の資格は、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア　県内に住所を有する個人又は法人

イ　操業区域に漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者の同意を得た者

ウ　操業区域がうなぎの第５種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合は、当該内水面の漁業権者の同意を得た者

（８）うなぎ稚魚漁業の採捕及び流通の適正化に資するため、許可を受けた者は、違法操業、不正規流通及び海難事故の防止を目的とする措置を講じるよう努めること。

（９）３年間連続してうなぎ稚魚の採捕の実績がない操業区域は、廃止するものとする。

（採捕量の上限）

第６条　県内のうなぎ稚魚の採捕量（海面及び内水面含む。）の上限は、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に規定するうなぎ養殖業の許可に基づく、県内の当該年11月１日時点におけるにほんうなぎ稚魚の池入割当量の合計とする。

２　県内のうなぎ稚魚の採捕量が前項の上限に達すると知事が認めて指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

3　全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために国からのうなぎ稚魚の採捕停止の要請に基づき知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

（報告の義務）

第７条　許可を受けた者は、採捕量、集荷量及び販売量の状況について、次の表の左欄に掲げる漁業時期の期間ごとに取りまとめ、同表の右欄に掲げる報告期日までに様式１により知事に報告しなければならないものとし、併せて、当該漁業に係る現場指導の状況について、漁業時期が終了した日から起算して10日以内に様式２により知事に報告しなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる報告期日が高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を報告期日とする。なお、この条の規定による報告徴収は、漁業法（昭和24年法律第267号）第176条第１項の規定に基づくものとする。

漁業時期の期間(各月ごと)	報 告 期 日
１日から同月15日まで	同月25日
16日から同月末日まで	翌月10日

2　前項の規定にかかわらず知事が求めたときは、許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び指導の状況を取りまとめ、指定された期日までに書面をもって知事に報告しなければならない。

3　許可を受けた者は、知事の指示する日時及び漁業時期の期間の終了後、採捕量、集荷量及び販売量の状況を取りまとめ、速やかに書面をもって知事に報告しなければならない。

4　許可を受けた者が第１項の規定による報告を正しく行わなかった場合は、当該報告期日の属する年度の翌年度の許可すべき漁業者の数から当該許可を受けた者であって同項の規定による報告を正しく行わなかったものの数を差し引くものとする。

5　第１項の規定による報告（様式１による報告に限る。）は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うことができる。

（許可等の申請）

第８条　許可等の申請の種類は、次に定めるとおりとする。

（１）新規・更新許可申請（規則第11条）

ア　新たに知事許可漁業の許可を受けようとするとき。

イ　前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請しようとするとき。

（２）変更許可申請（規則第16条）

許可を受けた者が、規則第11条第１項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするとき。

（３）許可証の書換え交付申請（規則第27条）

許可を受けた者の許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあっては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったと

き。）。

（４）許可証の再交付申請（規則第28条）

許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損したとき。

２　前項各号の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類は、別表２のとおりとする。

３　知事は、別表２に定める書類のほか、許可の判断に必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（許可の基準）

第９条　許可を受けようとする者の数が第５条第２号に規定する許可すべき漁業者の数の上限を超えた場合は、知事が別に定める「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」により、許可を受けようとする者を順位付けし、許可を受ける者を決定するものとする。

（集出荷体制）

第10条　許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができる。

２　許可を受けようとする者は、様式３及び様式４により集荷又は出荷の業務をしようとする者を知事に届け出るものとする。

３　集荷又は出荷の業務を代行させようとする者は、規則第10条第１項第２号から第４号までのいずれにも該当しない者であること。

４　許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式９）を知事に提出しなければならない。

５　許可を受けようとする者は、許可申請の締切日から遡って１年間に集荷又は出荷の業務を代行させようとする者（当該業務に携わる者を含む。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該者に集荷又は出荷の業務を代行させることができない。

（１）漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。

（２）漁業法第176条第１項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと。

（３）うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出がされていない操業区域で集荷を行ったこと又は第１項の代行契約を締結していない許可を受けた者の漁業従事者から集荷を行ったこと。

６　前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。

（漁業従事者）

第11条　漁業従事者とは、うなぎ稚魚の採捕を行う者（許可を受けた者自らが採捕する場合も含む。）とし、様式６により漁業従事者の名簿を知事に届け出るものとする。

２　許可を受けようとする者は、漁業従事者と雇用契約を締結する等、許可を受けた者との関係を明確にしておくこととし、許可を受けた者は、漁業従事に係る書（様式10）の内容を漁業従事者に理解させるとともに、当該確認書に署名させなければならない。。

３　前項の確認書の原本は許可を受けた者が、複写物は漁業従事者がそれぞれ保管しなければ

ならない。

4　漁業従事者は、規則第10条第１項第２号から第４号までのいずれにも該当しない者であること。

5　許可を受けようとする者は、漁業従事者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式９）を知事に提出しなければならない。

6　同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合は、当該複数の漁業従事者名簿に同一の漁業従事者を重複して記載することはできない。

7　許可を受けた者が適正操業又は海難事故の防止を目的とする措置（漁業従事者への適正操業の啓発、救命胴衣やウエットスーツの着用指示、ＧＰＳ装置の配布等）を講じた場合、漁業従事者はそれに従わなければならない。

8　許可申請の締切日から遡って１年間に次の各号のいずれかに該当した場合には、漁業従事者になることができない。

（１）うなぎ稚魚の採捕を違法に行ったこと。

（２）漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。

（３）漁業法第176条第１項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避したこと。

9　前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。

（許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割り当て）

第12条　同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合であって、それらの者が申請した漁業従事者数の合計が第５条第２号の漁業従事者の上限数を上回った場合は、次に掲げるところにより漁業従事者数を割り当てるものとする。

（１）前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請したときは、その者の前年の漁業従事者数を上限に、他の申請した者より優先して漁業従事者数を割り当てること。

（２）前号の規定により割り当てた漁業従事者数が第５条第２号の漁業従事者の上限数を下回った場合は、前年に当該漁業の許可を受けていた者と他の申請した者で下回った差数を等分するものとし、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとすること。

（３）前号の等分した数を下回る漁業従事者数を申請した者があった場合は、当該等分した数との差数を他の許可を受けようとする者に割り当てるものとし（他の許可を受けようとする者が複数いる場合には等分して割り当てる。）、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとすること。

附　則

この方針は、令和５年９月27日から施行する。

附　則

1　この方針は、令和６年９月30日から施行する。

2　改正後の５条第９号、第10条第５項並びに第11条第８項第２号及び第３号の規定は、

令和６年９月30日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による

附　則

この方針は、令和７年●月●日から施行する。

別表１

１　操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域１	野根	2	12
操業区域２	室戸	2	2
操業区域３	吉良川	2	5
操業区域４	奈半利	2	87
操業区域５	田野	3	50
操業区域６	安田	2	41
操業区域７	安芸	5	58
操業区域８	赤野	2	12
操業区域９	和食	2	7
操業区域10	手結	2	42
操業区域11	岸本	2	20
操業区域12	赤岡	3	120
操業区域13	吉川	3	94
操業区域14	久枝	2	32
操業区域15	香西	2	40
操業区域16	浜改田	2	9
操業区域17	十市	2	12
操業区域18	御畳瀬	2	30
操業区域19	浦戸１	2	83
操業区域20	浦戸２	2	55
操業区域21	春野町甲殿	3	71
操業区域22	春野町仁淀川	3	15
操業区域23	新居	2	27
操業区域24	宇佐	3	68
操業区域25	深浦	2	4
操業区域26	須崎１	2	32
操業区域27	須崎２	2	25
操業区域28	須崎３	2	51
操業区域29	久礼	2	6
操業区域30	佐賀	3	144
操業区域31	上川口	4	41
操業区域32	入野	5	31
操業区域33	田野浦	2	18
操業区域34	下田	5	149

操業区域35	下ノ加江	2	16
操業区域36	小筑紫	3	46
操業区域37	片島	2	32
操業区域38	松田川	2	32
操業区域39	仁淀川	6	288
操業区域40	四万十川	6	475
操業区域41	高知市内水面	2	0
操業区域42	新川川	2	20
操業区域43	須崎市内水面	2	5
操業区域44	福良川	2	9
計		115	2,416

2　操業区域

（1）　操業区域１（野根）

点の位置

基点甲　高知県と徳島県との海岸線における境界

基点乙　高知・徳島界二子島

基点丙　安芸郡東洋町野根甲所在の野根漁港防波堤西端

甲乙を結ぶ直線及び乙から真方位129度20分の線以南並びに丙から真方位172度30分の線に至る海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域、葛島及び二子島の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域、甲丙間にある河川の国道55号線の橋の下流端から下流の区域、甲浦港内の区域並びに野根漁港内の区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

（2）　操業区域２（室戸）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,010号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線までの区域、室津港内の区域、行当漁港内の区域、新村漁港内の区域及び室津川の港橋下流端から下流の区域

（3）　操業区域３（吉良川）

点の位置

基点甲　室戸市吉良川町国道55号線東の川側道橋下流端東端

基点乙　室戸市吉良川町国道55号線東の川側道橋下流端西端

基点丙　室戸市吉良川町国道55号線吉良川大橋下流端東端

基点丁　室戸市吉良川町国道55号線吉良川大橋下流端西端

甲から真方位170度０分の線及び乙から真方位260度０分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域、丙から真方位240度０分の線及び丁から真方位240度０分の線に区切られた海域中丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域、傍士漁港内の区域並びに吉良川漁港内の区域

（4）　操業区域４（奈半利）

点の位置

基点甲　安芸郡奈半利町奈半利港東防波堤基部

基点乙　安芸郡奈半利町奈半利川左岸防潮堤西端

甲から磁針方位207度０分の線及び乙から真方位209度０分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに奈半利港内の区域

（５）　操業区域５（田野）

点の位置

基点甲　安芸郡奈半利町奈半利川中導流堤北端

基点乙　安芸郡田野町淘濤消波ブロック基部

基点丙　安芸郡奈半利町奈半利川左岸防潮堤西端

基点丁　安芸郡田野町奈半利川右岸消波ブロック北端から４個目の消波ブロック

甲から真方位214度０分の線及び乙から真方位198度０分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、丙丁を結ぶ線以北の区域を除く。

（６）　操業区域６（安田）

点の位置

基点甲　安芸郡安田町安田川大橋下流端東端

基点乙　安芸郡安田町安田漁港防波堤北西端

甲から真方位180度０分の線及び乙から真方位240度０分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線までの区域、安田漁港内の区域並びに安田川の安田川橋下流端から下流の区域

（７）　操業区域７（安芸）

点の位置

基点甲　安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点

基点乙　安芸市伊尾木川右岸防潮堤東南端

基点丙　安芸市安芸川左岸防潮堤西南端

基点丁　安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点

甲から磁針方位222度０分の線及び乙から真方位172度30分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合15メートルの線に至る区域、丙から真方位172度30分の線及び丁から磁針方位186度０分の線に区切られた海域中丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合15メートルの線に至る区域、安芸漁港内の区域並びに安芸川の国道55号線安芸川橋下流端から下流の区域。ただし、安芸川支流江ノ川の区域を除く。

（８）　操業区域８（赤野）

点の位置

基点甲　安芸市穴内八流千畳岩東端

基点乙　安芸市赤野赤野川右岸導流堤南端

基点丙　安芸市赤野赤野川赤岩

ア　甲から真方位82度20分の線上甲から50メートルの点

アから真方位352度20分の線及び乙から真方位180度０分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合15メートルの線に至る区域、乙を中心とする半径50メートルの円周内の区域並びに赤野川の丙から磁針方位270度の線から下流の区域

(9)　操業区域９（和食）

点の位置

基点甲　安芸郡芸西村和食川河口暗渠南端

甲を中心とする半径50メートルの円周内の区域

(10)　操業区域10（手結）

点の位置

基点甲　安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

基点乙　香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位180度０分の線及び乙から磁針方位202度30分の線に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域、手結漁港内の区域並びに夜須川の千切頭首工から下流の区域

(11)　操業区域11（岸本）

点の位置

基点甲　香南市香我美町岸本川河口暗渠南端

ア　基点甲から真方位352度10分の線上基点甲から30メートルの点

アを中心とする半径80メートルの円周内の区域

(12)　操業区域12（赤岡）

点の位置

基点甲　香南市香我美町香宗川放水路閘門中央

基点乙　香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点丙　香南市吉川町古川外松ケ瀬旧漁場境界石柱

ア　甲から真方位90度の線上甲から100メートルの点

アから真方位172度10分の線及び乙から丙を見通した線から左に90度０分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域、赤岡漁港内の区域、香宗川本流の香宗川橋下流端より下流の区域並びに同川の放水路閘門下流端から下流の区域

(13)　操業区域13（吉川）

点の位置

基点甲　香南市吉川町古川外松ケ瀬共同漁業権境界

基点乙　香南市吉川町古川外松ケ瀬旧漁場境界石柱

基点丙　香南市物部川左岸堤防所在の河川海岸区域界石柱

甲から乙を見通した線から左に90度０分の線及び丙から真方位172度10分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域、吉川漁港内の区域、香宗川本流の香宗川橋下流端から下流の区域並びに香宗川支流烏川の千鳥橋下流端から下流の区域

(14)　操業区域14（久枝）

点の位置

基点甲　南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点

基点乙　南国市下島・久枝界共同漁業権境界基点

ア　物部川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点

イ　物部川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点

甲から磁針方位180度０分の線及び乙から磁針方位180度０分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域。ただし、アから真方位172度10分の線及びイから真方位172度10分の線により区切られたアイ間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域を除く。

(15)　操業区域15（香西）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,031号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域及び物部川後川放水路の後川防潮堤樋門下流端から下流の区域

(16)　操業区域16（浜改田）

点の位置

基点甲　南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点

基点乙　南国市浜改田・十市界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位180度０分の線及び乙から磁針方位180度０分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合100メートルの線に至る区域

(17)　操業区域17（十市）

十市漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第三種共同漁業権第3,014号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域

(18)　操業区域18（御畳瀬）

点の位置

基点甲　高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙　高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点

基点丙　高知市えびす碆

次に掲げる区域

ア　甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

イ　丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、港則法（昭和23年法律第174号）第11条に規定する航路（以下「航路」という。）を除く。

ウ　新川川の高知市梶ケ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ　国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ　国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ　国分川支流舟入川の高知市の区域

キ　下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク　十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ　竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ　高知市港橋（桟橋通五丁目）から上流の河川の区域

(19)　操業区域19（浦戸１）

点の位置

基点甲　高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙　高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点

基点丙　高知市えびす碆

次に掲げる区域

ア　甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

イ　丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線及び高知市横浜灘草の鼻南端から高知市仁井田新ヶ鼻「埋立地北端」を結ぶ直線で区切られた海域。ただし、港則法（昭和23年法律第174号）第11条に規定する航路（以下「航路」という。）を除く。

ウ　新川川の高知市梶ケ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ　国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ　国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ　国分川支流舟入川の高知市の区域

キ　下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク　十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ　竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ　高知市港橋（桟橋通五丁目）から上流の河川の区域

(20)　操業区域20（浦戸２）

点の位置

基点甲　高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙　高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点

基点丙　高知市えびす碆

次に掲げる区域

ア　甲から磁針方位167度線の線及び乙から磁針方位170度線の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より湾奥部を除く。

イ　丙から真方位334度34分の対岸を結ぶ直線より以北の海域。ただし、高知市新五台山橋南端から高知市仁井田字昌浦谷3636高知石油株式会社油槽所南端までの距岸５メートル以内の区域、航路、高知市雑候場橋から上流の鏡川の区域及び高知市大鋸屋橋から上流の堀川の区域を除く。

ウ　新川川の高知市梶ケ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

エ　国分川本流の高知市旧青柳橋から上流の高知市の区域

オ　国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

カ　国分川支流舟入川の高知市の区域

キ　下田川の高知市旧五台山橋から上流の高知市の区域

ク　十津川の県道種崎線の高知市弥生橋から上流の高知市の区域

ケ　竹島川の高知市孕橋から上流の区域

コ　高知市港橋（桟橋通五丁目）から上流の河川の区域

(21)　操業区域21（春野町甲殿）

点の位置

基点甲　高知市長浜・高知市春野町東諸木境界

基点乙　高知市春野町甲殿の文庫鼻先端

基点丙　高知市春野町甲殿のえぼし岩

甲から真方位162度20分の線及び乙から真方位162度20分に区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から100メートルの線に至る区域並びに甲殿川の丙から真方位130度０分の線から下流の区域

(22)　操業区域22（春野町仁淀川）

点の位置

基点甲　仁淀川左岸導流堤北端

基点乙　国土交通省の仁淀川・新居の境界基点（新居海岸基準点１）

基点丙　波介川樋門右岸翼壁突端

ア　乙から真方位249度８分の線上乙から267メートルの新居海岸基準点２

甲から真方位124度０分及びアから真方位172度30分の線により区切られた海域中甲ア間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに仁淀川の丙から真方位20度の線から下流の区域

(23)　操業区域23（新居）

操業区域22と同じ。

(24)　操業区域24（宇佐）

点の位置

基点甲　土佐市新居県道23号線と282号線交差点南の信号機

基点乙　土佐市宇佐町白の鼻

基点丙　須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点

基点丁　須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点

甲乙を結ぶ直線及び丙丁を結ぶ直線で区切られた区域

(25)　操業区域25（深浦）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,041号の漁場区域のうち最大高潮時の海岸線から沖合20メートルの線に至る区域

(26)　操業区域26（須崎１）

点の位置

基点甲　須崎市神木の鼻西南端

基点乙　須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点

基点丙　須崎市山崎鼻灯台

基点丁　須崎市角谷岬突端基点

基点戊　須崎市安和小島突端

基点己　須崎市西町一丁目２番１号鐘撞き堂（旧国旗掲揚塔）

ア　丙から真方位274度10分の線上丙から1,118メートルの点

イ　丙から真方位271度30分の線上丙から1,060メートルの点

ウ　丙から真方位278度40分の線上丙から657メートルの点

エ　丙から真方位241度30分の線上丙から514メートルの点

次に掲げる区域。ただし、区画漁業権の区域を除く。

ア　甲乙を結ぶ直線から以東の海域

イ　乙丁を結ぶ直線から以北の海域。ただし、アイ、イウ、ウエ及びエ丁を結ぶ４直線とア丁間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。

ウ　丁戊を結ぶ直線から以西の海域

エ　新荘川の須崎市下分新荘川橋梁（旧国鉄鉄橋）下流端から、己から磁針方位212度０分の線までに至る区域

オ　須崎市新荘漁港内の区域

(27)　操業区域27（須崎２）

操業区域26と同じ。

(28)　操業区域28（須崎３）

操業区域26と同じ。

(29)　操業区域29（久礼）

点の位置

基点甲　高岡郡中土佐町鎌田港東消波ブロック南端

基点乙　高岡郡中土佐町鎌田港北防波堤南端

基点丙　久礼漁港東防波堤南端

基点丁　久礼新港防波堤北東端

甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域、丙丁を結ぶ直線及び丙丁間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域、久礼川の久礼橋下流端から下流の区域並びに元川の湊橋下流端から下流の区域

(30)　操業区域30（佐賀）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,053号の漁場区域及び伊与木川の佐賀橋（河口第二橋）下流端から河口までの区域

(31)　操業区域31（上川口）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,055号及び第1,056号の区域並びにこれらの区域に流入する河川の国道56号線の橋の下流端から河口までの区域

(32)　操業区域32（入野）

点の位置

基点甲　幡多郡黒潮町浮鞭の湊川橋下流側南端

基点乙　幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキセ川）共同漁業権境界基点

次に掲げる区域

ア　甲から真方位132度30分の線及び乙から磁針方位110度０分の線により区切られた最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の区域を除く。

イ　入野漁港内の区域

ウ　幡多郡黒潮町湊川及び加持川の国道56号線の橋の下流端から河口までの区域

エ　幡多郡黒潮町蛎瀬川の河口第一橋の下流端から河口までの区域

(33)　操業区域33（田野浦）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,058号の漁場区域

(34)　操業区域34（下田）

下田漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,059号の漁場区域

(35)　操業区域35（下ノ加江）

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,062号の区域

(36)　操業区域36（小筑紫）

すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,090号の区域。ただし、福良川にあっては次に掲げる甲乙を結んだ線から上流の区域を除く。

基点甲　福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端（北緯32度52分32秒東経132度43分15秒）

乙　福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線上295メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯32度52分36秒東経132度43分18秒）

(37)　操業区域37（片島）

すくも湾漁業協同組合が有し同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,091号の区域及び片島港内の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

ア　宿毛市片島新港岸壁突端から宿毛市片島波打鼻を見通した直線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

イ　波打鼻から旧宿毛市漁業協同組合西端の物揚場西側取付の点を見通した直線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

ウ　宿毛排水機場の全面幅20メートル、最大高潮時の海岸線から沖合30メートルに至る区域

エ　松田川の宿毛市坂ノ下の河口左岸下り松鼻漁場基点から磁針方位359度を見通した直線から上流の区域

(38)　操業区域38（松田川）

松田川漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第五種共同漁業権第517号の区域。ただし、松田川の宿毛橋から上流の区域を除く。

(39)　操業区域39（仁淀川）

操業区域22と同じ。

(40)　操業区域40（四万十川）

四万十川漁業協同組合連合会が有し、同漁業協同組合連合会が管理する第五種共同漁業権第516号の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

ア　四万十川の四万十市山路山路渡し跡西端から真方位０度０分を見通した対岸を結ぶ直線

より上流の区域

イ　四万十川支流後川の四万十市佐岡橋下流端から上流の区域

ウ　四万十川支流中筋川の四万十市坂本坂本橋下流端から上流の区域

(41)　操業区域41（高知市内水面）

次に掲げる区域

ア　新川川の高知市梶ケ浦渡船場から右岸導流提基部を見通した線から上流の区域。ただし、高知市春野町の区域を除く。

イ　国分川本流の高知市旧青柳橋下流端から上流の高知市の区域

ウ　国分川支流久万川の同川と国分川本流との合流点から上流の区域

エ　国分川支流舟入川の高知市の区域

オ　下田川の高知市旧五台山橋下流端から上流の高知市の区域

カ　十津川の県道種崎線の高知市弥生橋下流端から上流の高知市の区域

キ　竹島川の高知市孕橋下流端から上流の区域

ク　高知市港橋（桟橋通五丁目）下流端から上流の河川の区域

(42)　操業区域42（新川川）

点の位置

基点甲　高知市春野町甲殿のえぼし岩

甲から真方位130度０分を見通した線から上流の甲殿川及び新川川の高知市春野町の区域

(43)　操業区域43（須崎市内水面）

次に掲げる区域

ア　須崎市御手洗川の須崎市大間津波水門下流端から上流の区域

イ　須崎市桜川支流押岡川の須崎市河口右岸導流堤基部から真方位234度17分の線から上流の区域

ウ　須崎市桜川の須崎市河口左岸導流堤基部から真方位319度20分の線から上流の区域

エ　須崎市横浪川、摺木川、出見川及び灰方川の河口第１橋下流端から上流の区域

(44)　操業区域44（福良川）

点の位置

基点甲　福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端（北緯32度52分32秒東経132度43分15秒）

乙　福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線上295メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯32度52分36秒東経132度43分18秒）

宿毛市福良川の甲乙を結ぶ直線から同市小筑紫姉川橋下流端までの区域

別表２

必要書類等＼申請区分		許可申請 新規許可申請	許可申請 更新許可申請	変更許可申請	書換交付申請	再交付申請	備考
漁業許可申請書		○	○				
変更許可申請書				○			
書換交付申請書					○		
再交付申請書						○	
許可証返納届			△	△	△		許可証返納不能の場合
現有許可証			○	○	○		
申請手数料		△	△	△			２級船（K02）の場合のみ、①許可申請 2,900 円②変更許可申請 2,400 円分の県証紙
知事が必要と認める書類	集出荷体制に関する届出書（様式３）	○	○	○	○		集出荷者名簿（様式４）も併せて提出 変更する場合は変更届（様式５）を提出
	漁業従事者名簿（様式６）	○	○	○	○		
	うなぎ稚魚漁業の従事者標識届（様式７）	○	○	○	○		
	誓約書（様式８）	○	○	○			
	暴力団排除に関する誓約書（様式９）	○	○	○	○		漁業従事者及び集出荷業務する者が暴力団員等でないこと
	操業区域の漁業協同組合の同意書	△	△	△	△		操業区域に漁業権がある場合
	操業区域に隣接する内水面漁業協同組合の同意書	△	△	△	△		操業区域がうなぎの第５種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合
	漁協の推薦書	△	△	△	△		漁協から推薦書が得られた場合
	船舶使用承諾書	△	△				船舶の所有者でない者（使用者）が申請する場合
	適格性申立書	○	○				

○：必ず提出する書類、△：備考に当てはまる場合には提出する

（様式１）

うなぎ稚魚漁業の採捕量等の実績報告書

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　様

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人）名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者・職）氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり、うなぎ稚魚を採捕、集荷及び販売したので報告します。

記

１　操業区域　＿＿＿＿＿＿＿＿

２　採捕量

月　　日～　　月　　日＿＿＿＿＿＿＿＿ｇ

３　漁業従事者別の採捕量　　別紙のとおり（様式１－１）

４　集荷量　　別紙のとおり（様式１－２）

月　　日～　　月　　日＿＿＿＿＿＿＿＿ｋｇ

５　販売量　　別紙のとおり（様式１－３）

月　　日～　　月　　日＿＿＿＿＿＿＿＿ｋｇ

６　販売金額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（様式１－１）

操業区域　＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人）名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者・職）氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担　当　者　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

漁業従事者別の採捕量報告書（　　月　　日　～　　月　　日）

従事者番号	採捕日数	採捕量（ｇ）	従事者番号	採捕日数	採捕量（ｇ）
計			計		

（様式１－２）

操業区域　＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人）名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者・職）氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担　当　者　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

集荷量報告書（　　月　　日　～　　月　　日）

日付	集出荷者	集荷量 (kg)	備　　考
計			

※集出荷者が分かるように、氏名を記載

※許可を受けた者が自ら集荷した場合も記載

（様式１－３）

操業区域　＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人）名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者・職）氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担　当　者　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

販売量報告書（　　月　　日　～　　月　　日）

日付	集出荷者	販売量 (kg)	備　　考
計			

※販売先が分かるように記載

（様式２）

指　導　日　誌

操業区域 ＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人）名　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者・職）氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

担　当　者　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

月	指導日時	指導の内容
１月		
２月		
３月		

様 式 3

うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出書

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　様

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人）名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者・職）氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

操業区域＿＿＿＿＿＿における当方のうなぎ稚魚の集出荷業務は、下記の者が行います。

なお、集出荷者名簿は様式４のとおりです。

記

集出荷する者 （団体の場合は団体名及び代表者氏名）	住　　所 （団体の場合は事務所所在地）	業務に携わる者の人数
	〒 TEL　　（　　）	名
	〒 TEL　　（　　）	名
	〒 TEL　　（　　）	名
	〒 TEL　　（　　）	名
	〒 TEL　　（　　）	名

※許可を受けた者が集出荷する場合も記載してください。

様式 4

集 出 荷 者 名 簿

操業区域＿＿＿＿＿＿＿＿
（法人）名 称＿＿＿＿＿＿＿＿
（代表者・職）氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿

NO	フリガナ 氏 名	住 所	生年月日 S:昭和 H:平成	年	月	日	性別	該当する方に○を記載 集出荷業務を代行させる者	業務に携わる者
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		
							男 女		

様　式　5

うなぎ稚魚の出荷体制に関する変更届出書

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　様

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人）名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者・職）氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

集出荷する者について、下記のとおり変更しますので届け出ます。
なお、集出荷者名簿は様式４のとおりです。

記

変　更　前

集出荷する者 （団体の場合は団体名及び代表者氏名）	住　　所 （団体の場合は事務所所在地）	業務に携わる者の人数
	〒 TEL　　（　）	名
	〒 TEL　　（　）	名

変　更　後

集出荷する者 （団体の場合は団体名及び代表者氏名）	住　　所 （団体の場合は事務所所在地）	業務に携わる者の氏名
	〒 TEL　　（　）	名
	〒 TEL　　（　）	名

様式 6

操業区域＿＿＿＿＿＿＿＿

漁業従事者名簿

（法人）名称＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者・職）氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

NO	フリガナ 氏名	住所	生年月日 S:昭和 H:平成	年	月	日	性別	使用船舶 船名 登録番号	総トン数 機関の種類・馬力数	漁業従事者証番号
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	
							男		トン	
							女	KO －	KW 馬力	

様 式 7

うなぎ稚魚漁業の漁業従事者標識届

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　様

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人）名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者・職）氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

操業区域　　において、うなぎ稚魚漁業の漁業従事者が採捕するときは、下記の標識を使用するので届け出ます。

記

（1）標識の種類

（2）標識の内容　イ．材質　（　　）
　　ロ．色　（1．材質　　2．文字　　）

（3）標識の形体図（下記のとおり）

（4）採捕についての指導責任者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

【備　考】
（1）の標識の種類欄には、腕章、旗等その種類を記載すること。
※船舶を使用する場合は標識を船舶に掲げる旗にすること
（2）の標識の内容欄のうち材質については、布、プラスチック等の別を記載し、色については材質と文字に分けて各々記載すること。
（3）の標識の形体図欄には、その形を明記のうえ縦・横・高さ・直径等の寸法をセンチメートルで表わすこと。
・標識の現物を漁業管理課に見本として提出すること。
・標識にはうなぎ稚魚漁業許可、許可を受けた者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の職・氏名）、年度、漁業時期、操業区域、漁業従事者の氏名、漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の写真を付けること

様 式 8

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　様

住　所
（法人）名称
生年月日 T・S・H　　年　　月　　日
（ふりがな）
（代表者・職）氏　名

誓　約　書

今般、うなぎ稚魚漁業の許可を受けるにあたり、下記の事項を誓約いたします。

記

1　許可の制限措置や条件等を遵守し、絶対に違反操業はいたしません。

2　漁業従事者には制限措置や条件等の内容を周知、操業の指導を行い、違反操業をさせません。

3　許可を取り消されても異議はありません。

4　漁業従事者が違反操業した場合、その者が漁業従事者の名簿から取り消されても異議はありません。

5　許可を受けた者及び漁業従事者は県の漁業取締員の指示について、これに従います。

6　私は、次の①から④までのいずれにも該当しないことを誓約します。
① 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
② 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人（操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
③ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
④ 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの

様　式　9－1

暴力団排除に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　様

住　所

（法人）名称

（代表者・職）氏　名

下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合は、高知県が行う一切の措置又は当方が被る不利益に対して、異議の申立てを行いません。

記

漁業従事者及び集出荷業務を行う者（代行契約した者及び業務に携わる者も含む）は次のいずれかに該当するものではありません。また、将来においても該当することはありません。

1　個人の場合

（1）高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下、「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。

（2）暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。

（3）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。

（4）業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。

2　法人の場合

（1）暴排条例第２条第１号に規定する暴力団又は暴力団員等である。

（2）暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある。

（3）役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等である。

（4）暴力団員等がその事業活動を支配している。

（5）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している。

（6）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している。

（裏面に続く）

（7）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した。
（8）業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した。
（9）役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した。
（10）役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。

様 式 10

漁業従事に係る確認書

令和　　年　　月　　日

許可を受けようとする者　　様

(本人自署)
住　所
氏　名

下記事項について確認し、うなぎ稚魚漁業の違反操業をしないことを確約します。

記

【漁業種類】　火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業
【漁業時期】　令和８年１月１日から令和８年３月 31 日
【使用船舶】（１）船名
（２）漁船登録番号
【操業区域】　操業区域　（区域図のとおり）
【条件】
ア　当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿に記載された者でなければならない。
イ　漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。
ウ　イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。
エ　漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。
オ　漁業従事者は、午前６時半から午後５時までの間は、採捕してはならない。
カ　漁業従事者が採捕に従事するときにあっては、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。）１個及びすくい網１本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は１個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。
キ　漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
ク　漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が３メートル以内、網の丈が１メートル以内とする。
ケ　漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。
コ　漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。
サ　漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
シ　漁業従事者は県内の採捕量上限 600.3kg 及び全国の池入れ 21.7 トン（国からの採捕停止要請があった場合）に達すると知事が認めて、指示した日以降はうなぎ稚魚を採捕してはならない。
【その他事項】
（１）令和８年 12 月 31 日まで漁業監督吏員、漁業法第 176 条第１項の規定に基づく検査に協力します。
（２）以下の行為を絶対に行いません。
【この行為が明らかとなった場合は１年間漁業従事者になれない】
・うなぎ稚魚の違法採捕
・漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述等をする行為
・漁業法第 176 条第１項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避する行為

うなぎ稚魚漁業の許可方針　新旧対照表

新	旧
（趣旨） 第１条　高知県漁業調整規則（令和２年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第４条第１項第２号に規定する漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　高知県漁業調整規則（令和２年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第４条第１項第２号に規定する漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。
（適用範囲） 第２条　この方針は、規則第４条第１項第２号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業）に適用する。	（適用範囲） 第２条　この方針は、規則第４条第１項第２号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業）に適用する。
（漁船の制限） 第３条　使用する船舶（総トン数１トン未満の無動力船を除く。）は、漁船登録における漁業種類に当該漁業を登録すること。	（漁船の制限） 第３条　使用する船舶（総トン数１トン未満の無動力船を除く。）は、漁船登録における漁業種類に当該漁業を登録すること。
（許可の有効期間） 第４条　規則第15条第１項第２号に規定する許可の有効期間は、１年とする。ただし、同条第２項の規定に基づき、期間を短縮する場合がある。	（許可の有効期間） 第４条　規則第15条第１項第２号に規定する許可の有効期間は、１年とする。ただし、同条第２項の規定に基づき、期間を短縮する場合がある。
（知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の資格及び条件等） 第５条　規則第４条第１項第２号に規定するうなぎ稚魚漁業の制限措置及び条件等は、次に掲げるとおりとする。 （１）漁業種類 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業 （２）操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数 別表１のとおりとする。 （３）推進機関の馬力数 定めなし。	（知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の資格及び条件等） 第５条　規則第４条第１項第２号に規定するうなぎ稚魚漁業の制限措置及び条件等は、次に掲げるとおりとする。 （１）漁業種類 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業 （２）操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数 別表１のとおりとする。 （３）推進機関の馬力数 定めなし。

新	旧
（４）操業区域 地区ごとの操業区域は別表１のとおりとする。	（４）操業区域 地区ごとの操業区域は別表１のとおりとする。
（５）漁業時期 １月１日から３月 31 日までとする。	（５）漁業時期 １月１日から３月 31 日までとする。
（６）許可の条件は、次に掲げるとおりとする。 ア　当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第８条第２項の規定により提出したものをいう。）に記載された者でなければならない。 イ　漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第８条第２項の規定により提出したものをいう。）を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。	（６）許可の条件は、次に掲げるとおりとする。 ア　当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第８条第２項の規定により提出したものをいう。）に記載された者でなければならない。 イ　漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第８条第２項の規定により提出したものをいう。）を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。
ウ　イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。	ウ　イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。
エ　漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。	エ　漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。
オ　漁業従事者は、午前６時半から午後５時までの間は、採捕してはならない。	オ　漁業従事者は、午前６時半から午後５時までの間は、採捕してはならない。
カ　漁業従事者が採捕に従事するときにあっては、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。）１個及びすくい網１本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は１個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。	カ　漁業従事者が採捕に従事するときにあっては、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。）１個及びすくい網１本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は１個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。
キ　漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。	キ　漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

新	旧
ク　漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が３メートル以内、網の丈が１メートル以内とする。	ク　漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が３メートル以内、網の丈が１メートル以内とする。
ケ　漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。	ケ　漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。
コ　漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。	コ　漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。
サ　漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。	サ　漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
シ　漁業従事者は、次条第２項及び第３項の知事が指示した日以降、うなぎ稚魚を採捕してはならない。	シ　漁業従事者は、次条第２項及び第３項の知事が指示した日以降、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
（７）漁業を営む者の資格は、次に掲げる条件を満たす者であること。 ア　県内に住所を有する個人又は法人 イ　操業区域に漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者の同意を得た者 ウ　操業区域がうなぎの第５種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合は、当該内水面の漁業権者の同意を得た者	（７）漁業を営む者の資格は、次に掲げる条件を満たす者であること。 ア　県内に住所を有する個人又は法人 イ　操業区域に漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者の同意を得た者 ウ　操業区域がうなぎの第５種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合は、当該内水面の漁業権者の同意を得た者
（８）うなぎ稚魚漁業の採捕及び流通の適正化に資するため、許可を受けた者は、違法操業、不正規流通及び海難事故の防止を目的とする措置を講じるよう努めること。	（８）うなぎ稚魚漁業の採捕及び流通の適正化に資するため、許可を受けた者は、違法操業、不正規流通及び海難事故の防止を目的とする措置を講じるよう努めること。
（９）３年間連続してうなぎ稚魚の採捕の実績がない操業区域は、廃止するものとする。	（９）３年間連続してうなぎ稚魚の採捕の実績がない操業区域は、廃止するものとする。
（採捕量の上限） 第６条　県内のうなぎ稚魚の採捕量（海面及び内水面含む。）の上限は、内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 26 条に規定するうなぎ養殖業の許可に基づく、県内の当該年 11 月１日時点に	（採捕量の上限） 第６条　県内のうなぎ稚魚の採捕量（海面及び内水面含む。）の上限は、内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 26 条に規定するうなぎ養殖業の許可に基づく、県内の当該年 11 月１日時点に

おけるにほんうなぎ稚魚の池入割当量の合計とする。

2　県内のうなぎ稚魚の採捕量が前項の上限に達すると知事が認めて指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

3　全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために国からのうなぎ稚魚の採捕停止の要請に基づき知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

（報告の義務）

第７条　許可を受けた者は、採捕量、集荷量及び販売量の状況について、次の表の左欄に掲げる漁業時期の期間ごとに取りまとめ、同表の右欄に掲げる報告期日までに様式１により知事に報告しなければならないものとし、併せて、当該漁業に係る現場指導の状況について、漁業時期が終了した日から起算して10日以内に様式２により知事に報告しなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる報告期日が高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を報告期日とする。なお、この条の規定による報告徴収は、漁業法（昭和24年法律第267号）第176条第１項の規定に基づくものとする。

漁業時期の期間（各月ごと）	報告期日
１日から同月15日まで	同月25日
16日から同月末日まで	翌月10日

2　前項の規定にかかわらず知事が求めたときは、許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び指導の状況を取りまとめ、指定された期日までに書面をもって知事に報告しなければならない。

3　許可を受けた者は、知事の指示する日時及び漁業時期の期間の終了後、採捕量、集荷量及び販売量の状況を取りまとめ、速やかに書面をもって知事に報告しなければならない。

4　許可を受けた者が第１項の規定による報告を正しく行わなかった場合は、当該報告期日の属する年度の翌年度の許可すべき漁業者の数から当該許可を受けた者であって同項の規定による報告を正しく行わなかったものの数を差し引くものとする。

5　第１項の規定による報告（様式１による報告に限る。）は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に

おけるにほんうなぎ稚魚の池入割当量の合計とする。

2　県内のうなぎ稚魚の採捕量が前項の上限に達すると知事が認めて指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

3　全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために国からのうなぎ稚魚の採捕停止の要請に基づき知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

（報告の義務）

第７条　許可を受けた者は、採捕量、集荷量及び販売量の状況について、次の表の左欄に掲げる漁業時期の期間ごとに取りまとめ、同表の右欄に掲げる報告期日までに様式１により知事に報告しなければならないものとし、併せて、当該漁業に係る現場指導の状況について、漁業時期が終了した日から起算して10日以内に様式２により知事に報告しなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる報告期日が高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を報告期日とする。なお、この条の規定による報告徴収は、漁業法（昭和24年法律第267号）第176条第１項の規定に基づくものとする。

漁業時期の期間（各月ごと）	報告期日
１日から同月15日まで	同月25日
16日から同月末日まで	翌月10日

2　前項の規定にかかわらず知事が求めたときは、許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び指導の状況を取りまとめ、指定された期日までに書面をもって知事に報告しなければならない。

3　許可を受けた者は、知事の指示する日時及び漁業時期の期間の終了後、採捕量、集荷量及び販売量の状況を取りまとめ、速やかに書面をもって知事に報告しなければならない。

4　許可を受けた者が第１項の規定による報告を正しく行わなかった場合は、当該報告期日の属する年度の翌年度の許可すべき漁業者の数から当該許可を受けた者であって同項の規定による報告を正しく行わなかったものの数を差し引くものとする。

5　（追加）

新	旧
備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うことができる。	
（許可等の申請） 第８条　許可等の申請の種類は、次に定めるとおりとする。 （１）新規・更新許可申請（規則第 11 条） ア　新たに知事許可漁業の許可を受けようとするとき。 イ　前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請しようとするとき。 （２）変更許可申請（規則第 16 条） 許可を受けた者が、規則第 11 条第１項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするとき。 （３）許可証の書換え交付申請（規則第 27 条） 許可を受けた者の許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあっては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき。）。 （４）許可証の再交付申請（規則第 28 条） 許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損したとき。 ２　前項各号の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類は、別表２のとおりとする。 ３　知事は、別表２に定める書類のほか、許可の判断に必要があると認める書類の提出を求めることができる。	（許可等の申請） 第８条　許可等の申請の種類は、次に定めるとおりとする。 （１）新規・更新許可申請（規則第 11 条） ア　新たに知事許可漁業の許可を受けようとするとき。 イ　前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請しようとするとき。 （２）変更許可申請（規則第 16 条） 許可を受けた者が、規則第 11 条第１項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするとき。 （３）許可証の書換え交付申請（規則第 27 条） 許可を受けた者の許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあっては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき。）。 （４）許可証の再交付申請（規則第 28 条） 許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損したとき。 ２　前項各号の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類は、別表２のとおりとする。 ３　知事は、別表２に定める書類のほか、許可の判断に必要があると認める書類の提出を求めることができる。
（許可の基準） 第９条　許可を受けようとする者の数が第５条第２号に規定する許可すべき漁業者の数の上限を超えた場合は、知事が別に定める「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」により、許可を受けようとする者を順位付けし、許可を受ける者を決定するものとする。	（許可の基準） 第９条　許可を受けようとする者の数が第５条第２号に規定する許可すべき漁業者の数の上限を超えた場合は、知事が別に定める「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」により、許可を受けようとする者を順位付けし、許可を受ける者を決定するものとする。
（集出荷体制） 第 10 条　許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができる。 ２　許可を受けようとする者は、様式３及び様式４により集荷又は出荷の業務をしようとする者を知事に届け出るものとする。	（集出荷体制） 第 10 条　許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができる。 ２　許可を受けようとする者は、様式３及び様式４により集荷又は出荷の業務をしようとする者を知事に届け出るものとする。

新	旧
3　集荷又は出荷の業務を代行させようとする者は、規則第10条第１項第２号から第４号までのいずれにも該当しない者であること。	3　集荷又は出荷の業務を代行させようとする者は、規則第10条第１項第２号から第４号までのいずれにも該当しない者であること。
4　許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式９）を知事に提出しなければならない。	4　許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式９）を知事に提出しなければならない。
5　許可を受けようとする者は、許可申請の締切日から遡って１年間に集荷又は出荷の業務を代行させようとする者（当該業務に携わる者を含む。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該者に集荷又は出荷の業務を代行させることができない。	5　許可を受けようとする者は、許可申請の締切日から遡って１年間に集荷又は出荷の業務を代行させようとする者（当該業務に携わる者を含む。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該者に集荷又は出荷の業務を代行させることができない。
（１）漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。	（１）漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。
（２）漁業法第176条第１項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと。	（２）漁業法第176条第１項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと。
（３）うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出がされていない操業区域で集荷を行ったこと又は第１項の代行契約を締結していない許可を受けた者の漁業従事者から集荷を行ったこと。	（３）うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出がされていない操業区域で集荷を行ったこと又は第１項の代行契約を締結していない許可を受けた者の漁業従事者から集荷を行ったこと。
6　前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。	6　前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。
（漁業従事者） 第11条　漁業従事者とは、うなぎ稚魚の採捕を行う者（許可を受けた者自らが採捕する場合も含む。）とし、様式６により漁業従事者の名簿を知事に届け出るものとする。	（漁業従事者） 第11条　漁業従事者とは、うなぎ稚魚の採捕を行う者（許可を受けた者自らが採捕する場合も含む。）とし、様式６により漁業従事者の名簿を知事に届け出るものとする。
2　許可を受けようとする者は、漁業従事者と雇用契約を締結する等、許可を受けた者との関係を明確にしておくこととし、許可を受けた者は、漁業従事に係る確認書（様式10）の内容を漁業従事者に理解させるとともに、当該確認書に署名させなければならない。	2　許可を受けようとする者は、漁業従事者と雇用契約を締結する等、許可を受けた者との関係を明確にしておくこととし、許可を受けた者は、漁業従事に係る確認書（様式10）の内容を漁業従事者に理解させるとともに、当該確認書に署名させなければならない。
3　前項の確認書の原本は許可を受けた者が、複写物は漁業従事者がそれぞれ保管しなければならない。	3　前項の確認書の原本は許可を受けた者が、複写物は漁業従事者がそれぞれ保管しなければならない。
4　漁業従事者は、規則第10条第１項第２号から第４号までのいずれにも該当しない者であること。	4　漁業従事者は、規則第10条第１項第２号から第４号までのいずれにも該当しない者であること。
5　許可を受けようとする者は、漁業従事者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式９）を知事に提出しなければならない。	5　許可を受けようとする者は、漁業従事者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式９）を知事に提出しなければならない。
6　同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合は、当該複数の漁業従事者名簿に同一の漁業従事者を重複して記載することはできない。	6　同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合は、当該複数の漁業従事者名簿に同一の漁業従事者を重複して記載することはできない。

新	旧
7　許可を受けた者が適正操業又は海難事故の防止を目的とする措置（漁業従事者への適正操業の啓発、救命胴衣やウエットスーツの着用指示、ＧＰＳ装置の配布等）を講じた場合、漁業従事者はそれに従わなければならない。 8　許可申請の締切日から遡って１年間に次の各号のいずれかに該当した場合には、漁業従事者になることができない。 （１）うなぎ稚魚の採捕を違法に行ったこと。 （２）漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。 （３）漁業法第 176 条第１項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避したこと。 9　前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。 （許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割り当て） 第 12 条　同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合であって、それらの者が申請した漁業従事者数の合計が第５条第２号の漁業従事者の上限数を上回った場合は、次に掲げるところにより漁業従事者数を割り当てるものとする。 （１）前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請したときは、その者の前年の漁業従事者数を上限に、他の申請した者より優先して漁業従事者数を割り当てること。 （２）前号の規定により割り当てた漁業従事者数が第５条第２号の漁業従事者の上限数を下回った場合は、前年に当該漁業の許可を受けていた者と他の申請した者で下回った差数を等分するものとし、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとすること。 （３）前号の等分した数を下回る漁業従事者数を申請した者があった場合は、当該等分した数との差数を他の許可を受けようとする者に割り当てるものとし（他の許可を受けようとする者が複数いる場合には等分して割り当てる。）、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとすること。 附　則 この方針は、令和５年９月 27 日から施行する。 附　則 1　この方針は、令和６年９月 30 日から施行する。	7　許可を受けた者が適正操業又は海難事故の防止を目的とする措置（漁業従事者への適正操業の啓発、救命胴衣やウエットスーツの着用指示、ＧＰＳ装置の配布等）を講じた場合、漁業従事者はそれに従わなければならない。 8　許可申請の締切日から遡って１年間に次の各号のいずれかに該当した場合には、漁業従事者になることができない。 （１）うなぎ稚魚の採捕を違法に行ったこと。 （２）漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。 （３）漁業法第 176 条第１項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避したこと。 9　前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。 （許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割り当て） 第 12 条　同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合であって、それらの者が申請した漁業従事者数の合計が第５条第２号の漁業従事者の上限数を上回った場合は、次に掲げるところにより漁業従事者数を割り当てるものとする。 （１）前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請したときは、その者の前年の漁業従事者数を上限に、他の申請した者より優先して漁業従事者数を割り当てること。 （２）前号の規定により割り当てた漁業従事者数が第５条第２号の漁業従事者の上限数を下回った場合は、前年に当該漁業の許可を受けていた者と他の申請した者で下回った差数を等分するものとし、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとすること。 （３）前号の等分した数を下回る漁業従事者数を申請した者があった場合は、当該等分した数との差数を他の許可を受けようとする者に割り当てるものとし（他の許可を受けようとする者が複数いる場合には等分して割り当てる。）、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとすること。 附　則 この方針は、令和５年９月 27 日から施行する。 附　則 1　この方針は、令和６年９月 30 日から施行する。

新	旧
2　改正後の第５条第９号、第 10 条第５項並びに第 11 条第８項第２号及び第３号の規定は、令和６年９月 30 日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。 附　則 この方針は、令和７年●月●日から施行する。	2　改正後の第５条第９号、第 10 条第５項並びに第 11 条第８項第２号及び第３号の規定は、令和６年９月 30 日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

新

別表１

１　操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域１	野根	2	12
操業区域２	室戸	2	2
操業区域３	吉良川	2	5
操業区域４	奈半利	2	87
操業区域５	田野	3	50
操業区域６	安田	2	41
操業区域７	安芸	5	58
操業区域８	赤野	2	12
操業区域９	和食	2	7
操業区域10	手結	2	42
操業区域11	岸本	2	20
操業区域12	赤岡	3	120
操業区域13	吉川	3	94
操業区域14	久枝	2	32
操業区域15	香西	2	40
操業区域16	浜改田	2	9
操業区域17	十市	2	12
操業区域18	御畳瀬	2	30
操業区域19	浦戸１	2	83
操業区域20	浦戸２	2	55
操業区域21	春野町甲殿	3	71
操業区域22	春野町仁淀川	3	15
操業区域23	新居	2	27
操業区域24	宇佐	3	68
操業区域25	深浦	2	4
操業区域26	須崎１	2	32
操業区域27	須崎２	2	25
操業区域28	須崎３	2	51
操業区域29	久礼	2	6
操業区域30	佐賀	3	144

旧

別表１

１　操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域１	野根	2	12
操業区域２	室戸	2	2
操業区域３	吉良川	2	5
操業区域４	奈半利	2	90
操業区域５	田野	3	50
操業区域６	安田	2	41
操業区域７	安芸	5	58
操業区域８	赤野	2	12
操業区域９	和食	2	7
操業区域10	手結	2	42
操業区域11	岸本	2	20
操業区域12	赤岡	3	120
操業区域13	吉川	3	94
操業区域14	久枝	2	32
操業区域15	香西	2	40
操業区域16	浜改田	2	9
操業区域17	十市	2	12
操業区域18	御畳瀬	2	30
操業区域19	浦戸１	2	83
操業区域20	浦戸２	2	55
操業区域21	春野町甲殿	3	71
操業区域22	春野町仁淀川	3	15
操業区域23	新居	2	27
操業区域24	宇佐	3	68
操業区域25	深浦	2	4
操業区域26	須崎１	2	32
操業区域27	須崎２	2	25
操業区域28	須崎３	2	51
操業区域29	久礼	2	6
操業区域30	佐賀	3	144

新

操業区域31	上川口	4	41
操業区域32	入野	5	31
操業区域33	田野浦	2	18
操業区域34	下田	5	149
操業区域35	下ノ加江	2	16
操業区域36	小筑紫	3	46
操業区域37	片島	2	32
操業区域38	松田川	2	32
操業区域39	仁淀川	6	288
操業区域40	四万十川	6	475
操業区域41	高知市内水面	2	0
操業区域42	新川川	2	20
操業区域43	須崎市内水面	2	5
操業区域44	福良川	2	9
計		115	2,416

2　操業区域

（1）　操業区域１～（11）操業区域11　〔略〕

(12)　操業区域12（赤岡）

点の位置

基点甲　香南市香我美町香宗川放水路閘門中央

基点乙　香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点丙　香南市吉川町古川外松ケ瀬旧漁場境界石柱

ア　甲から真方位90度の線上甲から100メートルの点

アから真方位172度10分の線及び乙から丙を見通した線から左に90度０分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域、赤岡漁港内の区域、香宗川本流の香宗川橋下流端より下流の区域並びに同川の放水路閘門下流端から下流の区域

(22)　操業区域22（春野町仁淀川）

点の位置

基点甲　仁淀川左岸導流堤北端

基点乙　国土交通省の仁淀川・新居の境界基点（新居海岸基準点１）

旧

操業区域31	上川口	4	41
操業区域32	入野	5	31
操業区域33	田野浦	2	18
操業区域34	下田	5	149
操業区域35	下ノ加江	2	16
操業区域36	小筑紫	3	50
操業区域37	片島	2	36
操業区域38	松田川	2	32
操業区域39	仁淀川	6	288
操業区域40	四万十川	6	475
操業区域41	高知市内水面	2	13
操業区域42	新川川	2	20
操業区域43	須崎市内水面	2	5
操業区域44	福良川	2	10
計		115	2,441

2　操業区域

（1）　操業区域１～（11）操業区域11　〔略〕

(12)　操業区域12（赤岡）

点の位置

基点甲　香南市香我美町香宗川放水路閘門中央

基点乙　香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点丙　香南市吉川町古川外松ケ瀬旧漁場境界石柱

ア　甲から真方位90度の線上甲から100メートルの点

アから真方位172度10分の線及び乙から丙を見通した線から左に90度０分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域、赤岡漁港内の区域、香宗川本流の香宗橋下流端より下流の区域並びに同川の放水路閘門下流端から下流の区域

(22)　操業区域22（春野町仁淀川）

点の位置

基点甲　仁淀川左岸導流堤北端

基点乙　国土交通省の仁淀川・新居の境界基点（新居海岸基準点１）

新	旧
基点丙　波介川樋門右岸翼壁突端 ア　乙から真方位249度８分の線上乙から267メートルの新居海岸基準点２ 甲から真方位124度０分及びアから真方位172度30分の線により区切られた海域中甲ア間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに仁淀川の丙から真方位20度の線から下流の区域	基点丙　波介川樋門右岸翼壁突端 ア　乙から真方位249度８分の線上乙から267メートルの新居海　基準点２ 甲から真方位124度０分及びアから真方位172度30分の線により区切られた海域中甲ア間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに仁淀川の丙から真方位82度30分の線から下流の区域
(23)　操業区域23～（35）操業区域35　〔略〕	(23)　操業区域23～（35）操業区域35　〔略〕
(36)　操業区域36（小筑紫） すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,090号の区域。ただし、福良川にあっては次に掲げる甲乙を結んだ線から上流の区域を除く。 基点甲　福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端（北緯32度52分32秒東経132度43分15秒） 乙　福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線上295メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯32度52分36秒東経132度43分18秒）	(36)　操業区域36（小筑紫） すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,090号の区域
(37)　操業区域37～（43）操業区域43　〔略〕	(37)　操業区域37～（43）操業区域43　〔略〕
(44)　操業区域44（福良川） 点の位置 基点甲　福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端（北緯32度52分32秒東経132度43分15秒） 乙　福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線上295メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯32度52分36秒東経132度43分18秒） 宿毛市福良川の甲乙を結ぶ直線から同市小筑紫姉川橋下流端までの区域	(44)　操業区域44（福良川） 点の位置 基点甲　宿毛市小筑紫福良川橋下流側北端 ア　甲から真方位287度50分の線上甲から90メートルの点（福良川橋下流の右岸電柱） 宿毛市福良川のアから真方位194度０分の線から宿毛市小筑紫姉川橋下流端までの区域
別表２　略	別表２　略

新	旧
様式　略	様式　略

令和７年度のうなぎ稚魚漁業の許可方針（案）について

（１）許可方針（案）の概要

○次の主要な内容の変更はなし

採捕量の上限　：　600.3kg（国全体で21.7トン）
漁業時期　：　１月１日～３月31日（約90日間）
操業区域　：　44地区
許可数の上限　：　115件
報告徴収　：　漁業法176条に基づく罰則付きの報告義務

（２）主な変更点

	変更内容	理由
①	漁業従事者数の上限を2,441人から2,416人に削減	適切な管理のため前年度実績を上限とする
②	操業区域の一部変更（小筑紫地区、福良川地区及び仁淀川地区）	操業の適性化を図るため
③	採捕に係る報告について、指定様式に加えて電子サービス等による報告も可能とするための変更	デジタル化による報告の簡略化及び迅速化を図るため

令和６年度漁期　うなぎ稚魚漁業の許可実績

○漁期：令和７年１月１日～３月31日

○許可数：

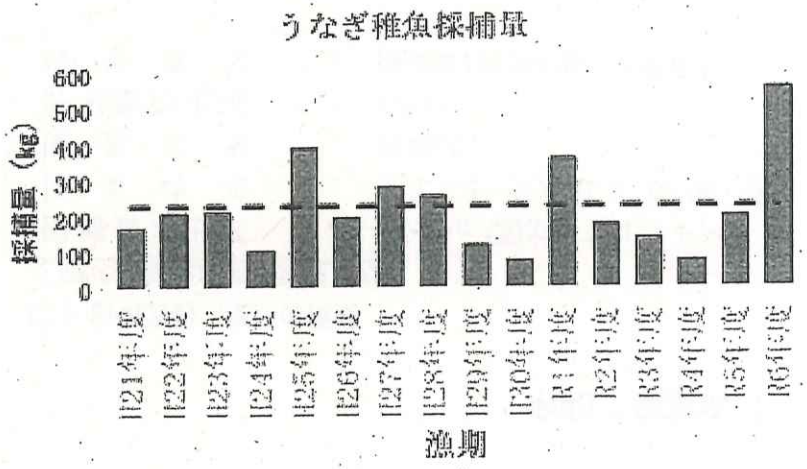
令和６年度	操業地区	許可件数	漁業従事者数
許可の上限	44	115	2441
許可の実績	43	44	2416

※43操業区域のうち、同一操業区域で複数許可があるのは１区域のみ、他42区域は単一許可

○採捕量：

	採捕量（kg）
１月	234.437
２月	176.779
３月	152.03
合計	563.246
採捕量上限（kg）	600.3

※令和６年度は過去５年間の採捕量平均（233.88kg）を大きく上回る豊漁



○令和５年12月１日にしらすうなぎが特定水産動植物に指定

○令和５年度漁期からうなぎ稚魚漁業が知事許可化

○厳罰化が施行された令和５年12月以降も依然として密漁、非正規流通の通報が多数寄せられ検挙事案も発生。以下が通報内容。

・漁業従事者でない者の採捕

・集出荷する者が別の操業区域、許可を受けた者の漁業従事者からの集荷

・漁期以外の採捕

○令和７年度12月からしらすうなぎに流通適性化法が適用

うなぎ稚魚漁業の許可方針の概略

1　令和５年度の知事許可漁業への移行

○令和５年12月１日にしらすうなぎが特定水産動植物に指定

○特定水産動植物の採捕の禁止

＊　許可等に基づき行う場合を除き、特定水産動植物の採捕を禁止（第132条）
⇒違反者に対する罰則は３年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金（第189条）

＊　採捕が可能な場合：許可漁業又は漁業権に基づいて漁業を営む場合

○令和5年度に特別採捕許可から知事許可漁業に移行

2　うなぎ稚漁業の許可の申請と交付

・県から許可を受けようとする者＝漁協など

高知県

県の許可告示数115
（44地区）

・県は許可する者を決定

47

①

②

許可を受けようとする者

※許可を受けようとする者が従事者を雇用等する場合及び集出荷を代行させる場合

漁業従事者(2,416名)

実際にシラスウナギを採捕する人

○漁業従事者を構えて漁業を営む
（許可を受けた者が選任）

○高知県に提出
＊　漁業従事者名簿
＊　暴力団排除に関する誓約書

集出荷する者　**採捕したシラスウナギを集荷**

○集出荷する者を代行させることができる
（許可を受けた者が認めた場合）

○高知県に提出
＊　集出荷体制に関する届出書
＊　集出荷者名簿
＊　暴力団排除に関する誓約書

①許可の申請
（申請条件を満たした者が申請）
・県内に住所を有する個人又は法人
・操業区域の漁協の同意
・操業区域に隣接する内水面漁協の同意

②許可証の交付
（区域ごとの許可すべき数に応じて許可）
・許可すべき数の上限を上回る申請があった場合は「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」で許可を受ける者を決定
※更新が優先

3　うなぎ稚漁業によるシラスウナギ採捕、集荷、販売

県内外の養鰻業者

○許可を受けた者は県内外の養鰻業者に販売

高知県

立ち入り検査を実施
※正しく報告しているか

シラスウナギ
（販売）

報告

許可を受けようとする者

集出荷する者　○採捕量と集荷量は県に報告

採捕したシラスウナギを集荷
○ 許可を受けた者が自ら行う場合
○ 許可を受けた者が他者と代行契約を締結し、行う場合

⇒許可を受けた者が認めていない者（場所）に持っていくことは不可

シラスウナギ
（集荷）

シラスウナギ
（採捕）

漁業従事者(2,416名)

実際にシラスウナギを採捕する人

主な変更点の詳細

1　漁業従事者数

前年度 → 令和７年度（変更）
2,441人 → 2,416人

○変更理由

・適正な操業指導及び漁業管理の観点から各区域の従事者数の上限に対して申請がなかった従事者数を翌年度削減

・前年度の漁業従事者数を上限とする

□はR6年度の従事者数が上限より少なかった区域
※( )はR6年度の上限

※前年度に許可を受けた者が改めて申請する場合は、その者に優先して、前年度の漁業従事者数を上限として、漁業従事者数を割り当てる

上限12人	申請漁業従事者	割り当て漁業従事者	
申請者A	12	12	（前年度12）
申請者B	5	0	（新規）

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域１	野根	2	12
操業区域２	室戸	2	2
操業区域３	吉良川	2	5
操業区域４	奈半利	2	87（90）
操業区域５	田野	3	50
操業区域６	安田	2	41
操業区域７	安芸	5	58
操業区域８	赤野	2	12
操業区域９	和食	2	7
操業区域10	手結	2	42
操業区域11	岸本	2	20
操業区域12	赤岡	3	120
操業区域13	吉川	3	94
操業区域14	久枝	2	32
操業区域15	香西	2	40
操業区域16	浜改田	2	9
操業区域17	十市	2	12
操業区域18	御畳瀬	2	30
操業区域19	浦戸１	2	83
操業区域20	浦戸２	2	55
操業区域21	春野町甲殿	3	71
操業区域22	春野町仁淀川	3	15

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域23	新居	2	27
操業区域24	宇佐	3	68
操業区域25	深浦	2	4
操業区域26	須崎１	2	32
操業区域27	須崎２	2	25
操業区域28	須崎３	2	51
操業区域29	久礼	2	6
操業区域30	佐賀	3	144
操業区域31	上川口	4	41
操業区域32	入野	5	31
操業区域33	田野浦	2	18
操業区域34	下田	5	149
操業区域35	下ノ加江	2	16
操業区域36	小筑紫	3	46（50）
操業区域37	片島	2	32（36）
操業区域38	松田川	2	32
操業区域39	仁淀川	6	288
操業区域40	四万十川	6	475
操業区域41	高知市内水面	2	0（13）
操業区域42	新川川	2	20
操業区域43	須崎市内水面	2	5
操業区域44	福良川	2	9（10）
計		115	2416

2　操業区域の見直し

前年度　→　令和７年度（変更）
①小筑紫及び福良川の操業区域の変更
②仁淀川の操業区域の変更

○変更理由

①福良川及び小筑紫の操業区域は隣接しており、福良川の河口部を境界に海側が小筑紫、上流側が福良川の操業区域となっている。福良川の漁業従事者は小筑紫との境界線付近に密集して採捕を行っており、操業に支障が出ている。一方で小筑紫側には漁業従事者がほとんどいないことから、福良川の操業区域を海側に拡大するとともに、小筑紫の操業区域を縮小。

②仁淀川の操業区域のうち、上流部の境界線はかつての漁業従事者の入川位置を基準に定められていたが、ダムの放水等によって入川位置が変化したために変更。

①小筑紫・福良川の操業区域変更



②仁淀川の操業区域変更



3　採捕報告：指定様式による報告に加え、電子サービス等により報告も可能

前年度　→　令和７年度（変更）

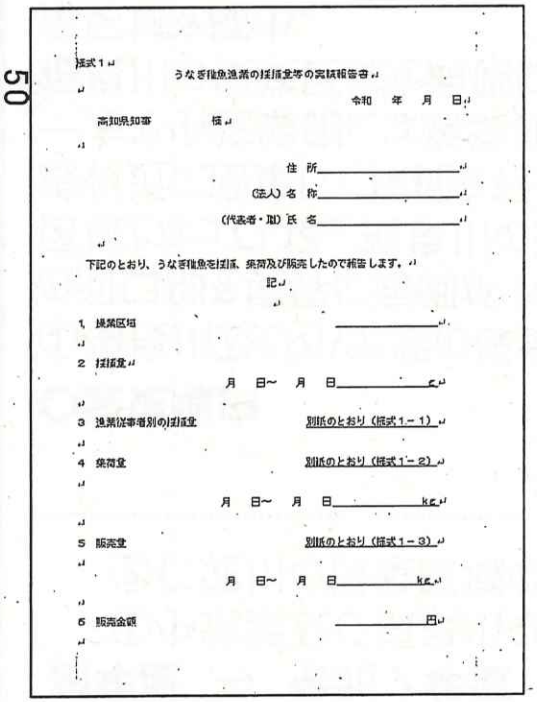
前年度までは採捕量、集荷量及び販売量の報告は様式１によって行うことを義務づけていたが、今年度からは報告内容を満たしていることを条件に電子サービス等による報告を認めるための変更。

※その他報告期日等は前年度通り

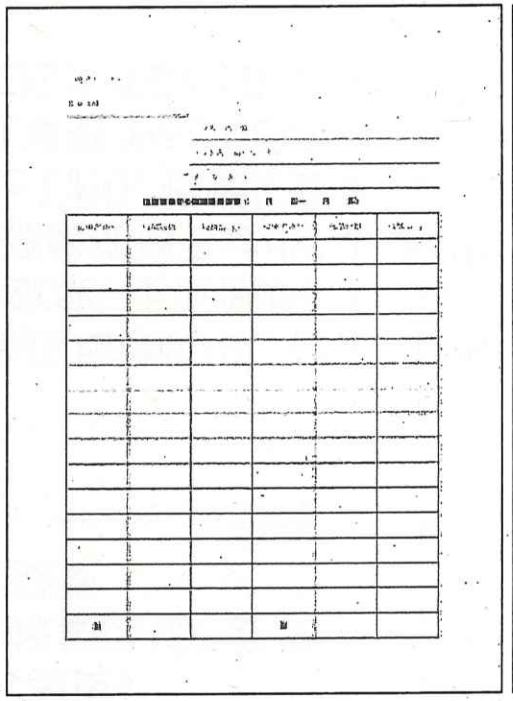
○変更理由

・許可を受けた者の報告について、デジタル化による簡略化及び迅速化を図るため

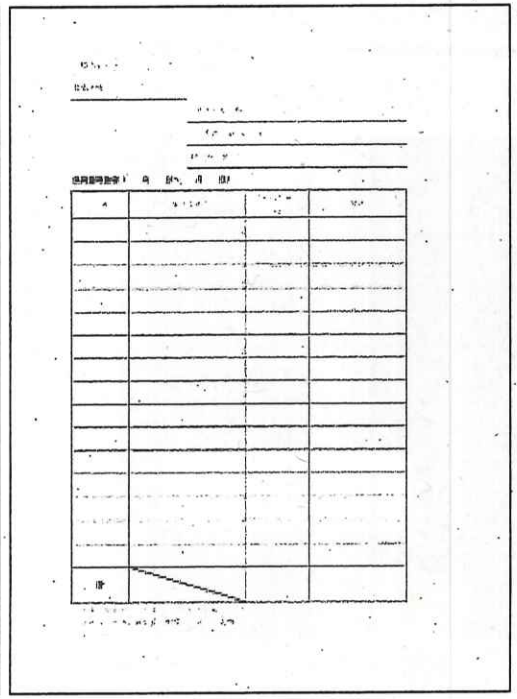
様式１



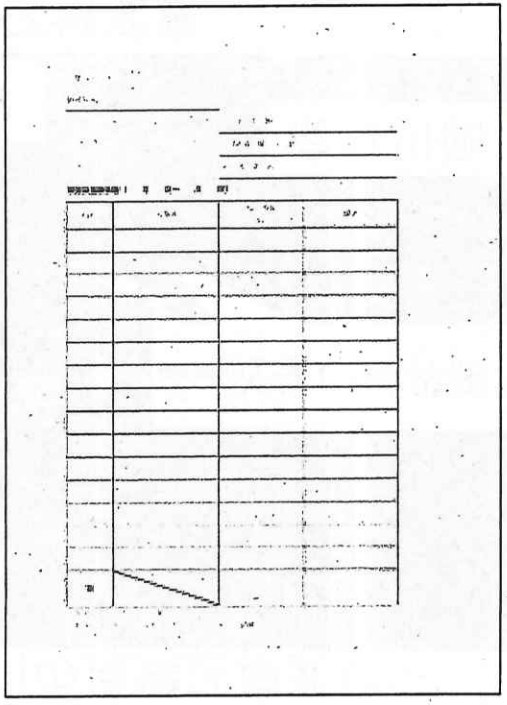
様式１－１



様式１－２



様式１－３



令和７年度うなぎ稚魚漁業スケジュール

年月	手続き等
～R7.7	許可の課題抽出
R7.8	8/21　令和７年度許可見直しに係る意見交換会（内水面・海面・養鰻・令和６年度許可名義人等　対象）
R7.9	許可方針（案）、許可の基準（案）の作成 9/2　内水面漁連組合長会での説明 8/28-9/8　許可方針（案）のパブコメ 許可方針・許可基準・制限措置（案）の作成 海区・内水面委員会に諮問 **許可方針・許可の基準　変更** **制限措置　告示**
R7.10	10月上旬　うなぎ稚魚漁業の許可申請に係る説明 10/9～11/9　許可申請
R7.11	11/10～11/30　審査期間
R7.12	**12/1　うなぎ稚魚漁業の許可証交付**
R7.1	**令和７年度うなぎ稚魚漁業　開始** **1/1～3/31**

7水管第1396号
令和7年8月28日

各都道府県の長（別記参照）　殿

水産庁長官

令和８年漁期におけるウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「内水面振興法」という。）第26条に基づく農林水産大臣の許可制度のもと、うなぎ養殖業については、シラスウナギの池入数量の制限を行っていること及び国際的にウナギの資源管理に取り組んでいることから、シラスウナギの採捕はこの状況を踏まえた措置を講じる必要がある。

また、令和５年12月１日から、シラスウナギは原則として都道府県の知事許可漁業のもとで採捕が行われるようになったこと、令和２年12月に施行された改正漁業法（昭和24年法律第267号）に創設された特定水産動植物の採捕禁止違反の罪が令和５年12月からうなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）にも適用され大幅に罰則が強化されたことなどを踏まえ、許可の運用状況について点検するとともに、より一層、関係機関と緊密な連携を図り、徹底した指導・取締りを行っていく必要がある。

加えて、産卵に向かう下りウナギの採捕の制限を推進することとし、海面でウナギを採捕する漁業を含めて、ウナギを採捕する漁業者の全てが資源管理に関わる体制を作っていく必要がある。

以上を踏まえ、各都道府県におかれては、関係者による資源管理対策に係る話合いと検討を加速させるとともに、令和８年漁期におけるシラスウナギの許可の運用については別紙１、ウナギの漁獲抑制及び第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行については別紙２を踏まえて対応することとして、関係者に対し指導されたい。

別記

北海道知事、青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、山形県知事、
福島県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、
東京都知事、神奈川県知事、新潟県知事、富山県知事、石川県知事、福井県知事、
山梨県知事、長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、
滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、
鳥取県知事、島根県知事、岡山県知事、広島県知事、山口県知事、徳島県知事、
香川県知事、愛媛県知事、高知県知事、福岡県知事、佐賀県知事、長崎県知事、
熊本県知事、大分県知事、宮崎県知事、鹿児島県知事、沖縄県知事

（別紙１）

令和８年漁期におけるシラスウナギ採捕に係る許可の運用について

１　シラスウナギ採捕数量報告の適正化について

（１）流通の適正化について

シラスウナギについては、密漁や採捕数量の未報告・過小報告が問題となっていることから、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和２年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。）における規制の対象となる特定第一種水産動植物として、令和４年４月26日に「うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）」が指定され、令和７年12月１日から適用されることとなっている。水産流通適正化法は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とするものである。

採捕数量の未報告・過少報告の要因については、これまで密漁だけではなく、採捕者が他人に自分の採捕数量を知られたくない、報告が面倒などの理由により報告をしない、指定された出荷先以外へより高い価格で販売し、その分を報告しないなどのケースも考えられ、正確な採捕数量の報告が行われにくい状況であることが指摘されてきた。このため、漁業の許可（以下「知事許可」という。）に当たっては、水産流通適正化法における規制（届出、漁獲番号の伝達及び取引記録の作成・保存）の運用も見据え、採捕・流通の実態を踏まえて、知事許可のもとで適正な報告が行われるよう必要に応じた運用の改善を図るべき旨を指摘してきており、これを踏まえて多くの県において規制の見直しが行われている。なお、令和７年漁期のシラスウナギ採捕報告においては、池入量報告との乖離は0.6トンとなった。

（２）適正な運用を図るために講ずるべき措置について

令和８年漁期（令和７年11月１日～令和８年10月31日）の知事許可の運用においては、知事許可を得てシラスウナギを採捕する漁業を営む漁業者は、漁業者自身の判断によってシラスウナギを販売するものであり、うなぎ養殖業への種苗供給は全国的に行われていること、また、国内のシラスウナギの池入れ数量は、内水面振興法に基づき上限が設定されており、当該上限を超えないように管理されていることから、都道府県内の供給に限定する必要や採捕数量の上限を定める必要はないことに留意しつつ、以下の項目について昨年漁期の運用の再点検を行い、制度の適正化や透明化が不十分な場合には改善されたい。また、必要に応じて「シラスウナギを採捕する漁業の知事許可漁業への移行について」（令和３年10月８日付け３水管第1707号水産庁

長官通知）（別紙３（参考））も参考とすること。

① 採捕数量と出荷先ごとの出荷数量について、採捕者に対し定期的な報告が義務付けられているか。

② 採捕者数について管理が行き届く範囲内の妥当な人数となっているか。

③ 漁業取締りやシラスウナギの正確な採捕報告の担保のため、採捕した種苗の一次出荷先をあらかじめ指定している場合には、その指定先への出荷が遵守されているか。

④ 未報告及び過小報告の発生を防止するため、都道府県において指定された出荷先への販売価格を設定している場合には、その設定価格が市場価格に鑑みて妥当であるか。また、価格決定の体制及びその価格が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触していないか。

⑤ 採捕数量の上限を設定している場合には、その上限設定が都道府県内の養鰻業者への供給に限定することを目的とするものや、合理的根拠のないものになっていないか。

なお、シラスウナギを採捕する漁業を漁業権の内容とする場合や特別採捕許可に基づきシラスウナギを採捕する場合であっても、知事許可の運用に準じた措置を講ずることが適当である。

（３）その他の留意事項について

（２）に加え、採捕数量の報告を徹底するため、正しく報告を行わなかった者に対しての取扱いが定まっていない場合は、当該者の許可の順位が劣後するよう許可の取扱方針を見直すことや当該者の数だけ次年の許可の公示数を減らすこと等を検討されたい。なお、許可の運用を見直す際には、内水面漁場管理委員会への諮問が必要となる場合があることに加え、採捕者、うなぎ養殖業者、内水面漁業者等で構成される協議会を設けることなどにより、関係者間の調整を図ることについても留意することが必要である。

２ 採捕期間について

許可の期間は、原則として、令和７年 12 月１日から令和８年４月 30 日までの間で設定することとし、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、ウナギ資源の保護に必要な河川遡上量の確保の観点から、適切な期間を設定されたい。

なお、土用丑の日の前後の需要期における養殖ウナギの安定供給のため早期にシラスウナギが必要となる場合には、採捕開始時期を 12 月１日より前に設定して差し支えないが、漁業調整上の問題を惹起しないよう、隣接する漁場を管轄する関係都道府県と事前に十分調整することが重要である。

３ シラスウナギ採捕の停止措置について

日本国内における、内水面振興法第 26 条に基づくうなぎ養殖業における池入数量の制

限に加え、令和３年１月からは国内の池入数量が一定以上となった場合には、輸出を認めることとなった。

このことから、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が令和８年漁期の池入数量の上限（21.7 トン）に達すると見込まれる場合であって、輸出に向けられるシラスウナギの需要量が満たされたと水産庁が判断し、都道府県に通知した場合には、知事がシラスウナギの採捕を停止できる規定を設けられたい。

4　採捕に関する指導・取締りについて

シラスウナギの採捕、流通、輸出等の実態把握を行い、採捕数量報告の未報告又は過少報告が生じないよう適切な指導を行うとともに、取締りを徹底されたい。

また、密漁対策として、

・許可を受けた採捕者及び採捕従事者名簿の届出
・許可を受けた採捕者及びその従事者を確認できる写真付き証明書の発行
・現場で確認できるワッペンや帽子等の着用
・採捕に関する記録（従事者名簿、実施計画・結果等）の簿冊の備付け
・採捕従事者証を発行する場合には、従事者証紛失時の届出義務や従事者でなくなった場合の回収

等の措置を積極的に検討するべきである。

（別紙２）

ウナギの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行について

1　産卵に向かうウナギの漁獲抑制

産卵のため河川から海に下るウナギの保護については、地域ごとの話合いを進めていただいた結果、内水面漁場管理委員会指示や海区漁業調整委員会指示による禁漁期間の設定、漁業者の自主的措置による禁漁期間の設定や再放流等の取組が各地で実施されているものの、まだ一部の地域にとどまっており十分とは言えない。

平成30年7月、全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会が連携して、全国の内水面において下りウナギの保護に取り組む方針を共同決議したところであり、下りウナギの保護が確実に全都道府県で実施されるよう、未実施の都道府県におかれては、都道府県内における関係者による話合いを更に促進されたい。

2　海面におけるウナギの漁獲抑制

ウナギは内水面のみならず沿岸域にも生息しており、海面においてもその採捕が行われている。ウナギの持続的利用のための資源管理においては、内水面のみならず海面を含めてウナギを採捕する漁業者の全てが一定の役割を果たしていくことが必要である。

ついては、近年、内水面においてウナギの資源管理の取組を強化してきていることを踏まえて、海面においても、まずは内水面における下りウナギの保護の効果を損なわないようにするため、再放流等による下りウナギの保護や、下りウナギを対象とした漁業の自粛など資源管理の強化に向けて、関係者による話合いを促進されたい。

3　第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖について

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、漁業法第168条の規定により増殖を行う必要があり、ウナギを漁業権対象魚種としている漁業権者の多くは、これまで養鰻業者等からウナギを調達してこれを放流することでこの増殖義務を果たしている。

一方で、近年のニホンウナギの稚魚の不漁に伴い、池入種苗の不足を補うため、東南アジアに生息するビカーラ種やアメリカに生息するロストラータ種等、ニホンウナギ以外のウナギ（以下「異種ウナギ」という。）の稚魚を輸入して養殖する動きが見られており、増殖義務を果たすためにこれら異種ウナギを調達・放流する可能性が生じている。

しかしながら、ニホンウナギを対象魚種としている漁業権については、異種ウナギを放流しても増殖義務を果たしていると言えない。

また、このような異種ウナギが放流された場合、寄生虫や病原菌が持ち込まれたり、生息場所や餌の競合からニホンウナギの生息が脅かされたりする危険性があることか

ら、各漁業権者が放流によって増殖義務を果たすために養鰻業者等からウナギを調達する際には、異種ウナギが混入していないことを十分に確認し、異種ウナギが放流されることのないよう、関係者へ指導されたい。

なお、ニホンウナギの漁獲量が長期的に低水準にあることを踏まえ、例えば、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲上げ放流や汲下ろし放流、人工芝マットや石倉を利用した簡易魚道の設置を行う等、従来の手法に囚われることなく、これまで以上に増殖行為の多様化・効率化に取り組まれるよう、漁業権者に対し指導・助言されたい。

資料２

第２３期第３回高知県海区漁業調整委員会

第２号議案

うなぎ稚魚漁業の制限措置等の変更について

7高漁管第487号

高知海区漁業調整委員会　様

高知県漁業調整規則（令和２年高知県規則第73号）第４条第１項第２号に掲げるうなぎ稚魚漁業の制限措置を変更したいので、同規則第11条第３項の規定により諮問します。

令和７年９月10日

高知県知事　濵田　省司

告　示　（　案　）

高知県告示第　　号

令和５年10月高知県告示第656号（高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚漁業の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和７年　月　日

高知県知事　濵田　省司

３を次のように改める。

３　許可を申請すべき期間

令和７年10月９日から同年11月９日まで

４の(12)のうち、「香宗橋」を「香宗川橋」に改め、(22)のうち、「82度30分」を「20度」に改め、(36)を

「すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,090号の区域」

から

「すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,090号の区域。ただし、福良川にあっては次に掲げる甲乙を結んだ線から上流の区域を除く。

基点甲　福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端（北緯32度52分32秒東経132度43分15秒）

乙　福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線上295メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯32度52分36秒東経132度43分18秒）」

に改め、（44）を

「点の位置

基点甲　宿毛市小筑紫福良川橋下流側北端

ア　甲から真方位287度50分の線上甲から90メートルの点（福良川橋下流の右岸電柱）

宿毛市福良川のアから真方位194度０分の線から宿毛市小筑紫姉川橋下流端までの区域」

から

「点の位置

基点甲　福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端（北緯32度52分32秒東経132度43分15秒）

乙　福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線上295メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯32度52分36秒東経132度43分18秒）

宿毛市福良川の甲乙を結ぶ直線から同市小筑紫姉川橋下流端までの区域」

に改める。

うなぎ稚魚漁業の制限措置　新旧対照表

新

1　許可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の数
光利用な稚魚すいうぎ漁業	操業区域１～44	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

2　漁業を営む者の資格

県内に住所を有する個人又は法人であって、漁業権区域で操業する場合又は第五種共同漁業うなぎ漁業の漁業権区域である河川と隣接する区域で操業する場合は当該漁業権者の同意のあるもの

3　許可を申請すべき期間

令和７年10月９日から同年11月９日まで

4　操業区域

（1）操業区域１～（11）操業区域11　〔略〕

（12）　操業区域12

点の位置

基点甲　香南市香我美町香宗川放水路閘門中央

基点乙　香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点丙　香南市吉川町古川外松ケ瀬旧漁場境界石柱

ア　甲から真方位90度の線上甲から100メートルの点

アから真方位172度10分の線及び乙から丙を見通した線から左に90度０分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域、赤岡漁港内の区域、香宗川本流の香宗川橋下流端より

旧

1　許可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の数
光利用な稚魚すいうぎ漁業	操業区域１～44	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

2　漁業を営む者の資格

県内に住所を有する個人又は法人であって、漁業権区域で操業する場合又は第五種共同漁業うなぎ漁業の漁業権区域である河川と隣接する区域で操業する場合は当該漁業権者の同意のあるもの

3　許可を申請すべき期間

令和６年10月７日から同年11月７日まで

4　操業区域

（1）操業区域１～（11）操業区域11　〔略〕

（12）　操業区域12

点の位置

基点甲　香南市香我美町香宗川放水路閘門中央

基点乙　香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点丙　香南市吉川町古川外松ケ瀬旧漁場境界石柱

ア　甲から真方位90度の線上甲から100メートルの点

アから真方位172度10分の線及び乙から丙を見通した線から左に90度０分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域、赤岡漁港内の区域、香宗川本流の香宗橋下流端より下流

新	旧
下流の区域並びに同川の放水路閘門下流端から下流	の区域並びに同川の放水路閘門下流端から下流
(13)操業区域13～（21）操業区域21　〔略〕	(13)操業区域13～（21）操業区域21　〔略〕
(22)　操業区域22 点の位置 基点甲　仁淀川左岸導流堤北端 基点乙　国土交通省の仁淀川・新居の境界基点（新居海岸基準点１） 基点丙　波介川樋門右岸翼壁突端 ア　乙から真方位249度８分の線上乙から267メートルの新居海岸基準点２ 甲から真方位124度０分及びアから真方位172度30分の線により区切られた海域中甲ア間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに仁淀川の丙から真方位20度の線から下流の区域	(22)　操業区域22 点の位置 基点甲　仁淀川左岸導流堤北端 基点乙　国土交通省の仁淀川・新居の境界基点（新居海岸基準点１） 基点丙　波介川樋門右岸翼壁突端 ア　乙から真方位249度８分の線上乙から267メートルの新居海岸基準点２ 甲から真方位124度０分及びアから真方位172度30分の線により区切られた海域中甲ア間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに仁淀川の丙から真方位82度30分の線から下流の区域
(23)操業区域23～（35）操業区域35　〔略〕	(23)操業区域23～（35）操業区域35　〔略〕
(36)　操業区域36 すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,090号の区域。ただし、福良川にあっては次に掲げる甲乙を結んだ線から上流の区域を除く。 基点甲　福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端（北緯32度52分32秒東経132度43分15秒） 乙　福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線上295メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯32度52分36秒東経132度43分18秒）	(36)　操業区域36 すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,090号の区域
(37)　操業区域37～（43）操業区域43　〔略〕	(37)　操業区域37～（43）操業区域43　〔略〕
(44)　操業区域44 点の位置 基点甲　福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端（北緯32度52分32秒東経132度43分15秒） 乙　福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線上295メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯32度52分36秒東経132度43分18秒） 宿毛市福良川の甲乙を結ぶ直線から同市小筑紫姉川橋下流端までの区域	(44)　操業区域44 点の位置 基点甲　宿毛市小筑紫福良川橋下流側北端 ア　甲から真方位287度50分の線上甲から90メートルの点（福良川橋下流の右岸電柱） 宿毛市福良川のアから真方位194度０分の線から宿毛市小筑紫姉

新	旧
告　示 ◎高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚 漁業の許可等の制限措置　　（漁業管理課）	告　示 ◎高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚 漁業の許可等の制限措置　　（漁業管理課）

資料３

第２３期第３回高知海区漁業調整委員会

第３号議案

資源管理方針の変更について（くろまぐろ）

2024年12月
水産庁

中西部太平洋まぐろ類委員会（ＷＣＰＦＣ）「第21回年次会合」の結果について

1　日時・場所

日本時間の11月28日（木）から12月３日（火）まで、フィジー（スバ）で対面とウェブ会議併用で開催。

2　参加国・地域

日本、米国、ＥＵ、太平洋島嶼国等26か国・地域が参加。
（他、関係する国際機関、ＮＧＯの代表等が参加）

3　我が国出席者

福田資源管理部審議官（政府代表）、宮原農林水産省顧問ほか、水産庁、外務省、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び業界関係者。

4　主な結果

○　太平洋クロマグロについて、７月の北小委員会が勧告した、**小型魚10%、大型魚50%の増枠等の措置が採択された。**

○　この結果、我が国の漁獲上限は以下のように増加。
小型魚　4,007トン ⇒ 4,407トン（400トン増）
大型魚　5,614トン ⇒ 8,421トン（2,807トン増）

1

【参考　今回の合意内容】

2025年以降の措置として、以下の増枠等に合意（措置は2026年に見直すことを明記）。

① 漁獲上限

小型魚

日本：4,007トン ⇒ 4,407トン　（10%、400トン増枠）

韓国：　718トン ⇒　718トン　（増枠なし）

（計：4,725トン ⇒ 5,125トン　（400トン増枠））

〔※1　0歳魚（2kg未満）の漁獲が増えないよう努める。〕

大型魚

日本：5,614トン ⇒ 8,421トン　（50%、2,807トン増枠）

韓国：　30トン ⇒　501トン　（※2　471トン増枠）

台湾：1,965トン ⇒ 2,947トン　（50%、　982トン増枠）

（計：7,609トン ⇒ 11,869トン　（4,260トン増枠））

〔※2　韓国については、現行の漁獲枠が僅少であるため、300トンの追加と小型魚増枠分の振替による増枠を実施。〕

〔※3　上記のほか、ＮＺ、豪州は、それぞれ200トン、40トンまで漁獲可能。〕

② 当初の漁獲枠の17%を上限に、未使用漁獲枠を繰越すことができる規定を一般ルール化（年限なく適用）。

③ 小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置（小型魚の漁獲上限を1.47倍して大型魚に振替可）について、適用上限（韓国40%、日本等30%）を撤廃し、一般ルール化（年限なく適用）。

くろまぐろの融通制度について
（大中型まき網漁業⇔都道府県間の融通）

大中型まき網漁業の個別融通（案）

前提として

・来遊等の状況により、真に漁獲枠が必要な区分への譲渡を想定（資源の有効活用）
・消化見込みのない区分への余剰としての譲渡は不可

融通スキーム

① 時期は9月～11月（養殖用種苗供給を目的とする小型魚操業の終期以降）頃の年1回の実行を基本とする。
→ 漁獲数量の見込みが見えた時期に実施。

② 漁獲見込み（月ごとの過去5年の最大値を合計した数量見込み）を基に漁獲計画を作成して融通必要量を示した都道府県と融通の調整を行う。

③ 資源管理協定等にクロマグロ小型魚保護の取組を記載し、実施している都道府県を優先。
→ 少なくとも同程度の管理措置を実施している（同じ立場）者同士の融通を基本とする考え方

④ ③までの条件を満たした都道府県からの要望が譲渡可能な数量を超えた場合、交換や大中まき区分への譲渡（将来への約束含む）がある者を優先し、更に譲渡可能な数量がある場合には要望数に応じた比率配分とする。

⑤ 個別融通のみとはせず、水産庁仲介融通を基本、新たな手法を追加するというものとして実施。

クロマグロ０歳魚（２kg 未満）の取り扱いに係る他県状況聞き取り結果

・資源管理方針に定置漁業は 1.5kg 未満は漁獲しない旨を明記。実際は 5kg 未満は水揚げしない運用

・資源管理方針に、小型魚保護のため知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の７割を超えた場合には漁業者は全長 45cm 未満の生存個体の放流に努める旨を明記

・資源管理方針に０歳魚（２キログラム未満）の漁獲を令和６管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行う旨を記載

・漁連がくろまぐろ部会をつくり、2kg 未満の漁獲をしないことに努めるという自主ルールを作成

・資源管理方針へ記載する以前から 1.5kg 未満は放流に努めるとしており、2kg 未満は鮮魚では漁獲しないとする地区もある

・具体的な取組はないが、資源管理方針に０歳魚の漁獲を令和６管理年度の水準から増加させないために必要な取組や指導を行う旨を明記

資料４

第２３期第３回高知海区漁業調整委員会

報告事項

令和７年度（第 60 回）全国海区漁業調整委員会連合会

西日本ブロック会議について

令和７年度（第 60 回）全国海区漁業調整委員会連合会
西日本ブロック会議について

■１日目　令和７年 11 月６日(木曜日)
ザ クラウンパレス新阪急ホテル高知

○西日本ブロック会議　14：00～17：00

１ 開 会
２ 挨 拶
(１)開催海区：高知海区漁業調整委員会　会長　木下　清
(２)主 催 者：全国海区漁業調整委員会連合会
副会長　三橋　潤一郎
(３)来 賓：水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室沿岸調整班
課長補佐　土方 教義
開催県　高知県水産振興部　部長　山下　修
３ 議長選出
４ 議事録署名人選出
５ 報告事項
全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果等
６ 議事
第１号議案 西日本ブロック会議要望事項について
第２号議案 次期開催海区について
７ 情報交換
明石のたこの遊漁と漁業のルール作り
（兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会）

○意見交換会　18：00～20：00

１　開会
２　開会挨拶
開催海区：高知海区漁業調整委員会　会長　木下　清
乾杯：水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室沿岸調整班
課長補佐　土方 教義
３　閉会挨拶
次期開催海区：香川海区漁業調整委員会
会長　北尾　登史郎

■２日目　令和７年11 月７日(金曜日)

○現地視察　　8：30～12：30

11月７日	行程
８：３０	ザ　クラウンパレス新阪急高知　発
９：３０	久礼津波避難タワー　着
１０：００	久礼津波避難タワー　発
１０：１０	久礼大正町市場　着
１０：３０	久礼大正町市場　発
１０：５０	漁業体験施設「わかしや」　着
１１：３０	漁業体験施設「わかしや」　発
１２：３０	高知駅　着
１３：００	高知空港　着

令和７年度(第60回)全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議 出席者名簿

令和７年11月６日(木)
高知県高知市「ザ　クラウンパレス新阪急高知」

国 都道府県	所属	職名	氏名	会議	意見 交換会	現地 視察
水産庁	資源管理部管理調整課 沿岸・遊漁室沿岸調整班	課長補佐	土方　教義	○	○	○
		免許調整係長	久我　颯大	○	○	○
	瀬戸内海漁業調整事務所調整課	課長	鉢嶺　朗	○	○	－
山口県	全国海区漁業調整委員会連合会（山口県日本海海区漁業調整委員会）	事務局長	魚津　勝	○	○	○
		書記	枝廣　直樹	○	○	○
		書記	石田　健太	○	○	○
滋賀県	琵琶湖海区漁業調整委員会	主任書記	佐野　聡哉	○	○	○
兵庫県	兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会	会長	田沼　政男	○	○	－
		局長補佐	大橋　広義	○	○	○
和歌山県	和歌山海区漁業調整委員会	会長	松村　德夫	○	○	○
		書記	山田　哲也	○	○	○
岡山県	岡山海区漁業調整委員会	会長	井本　瀧雄	○	○	○
		次長	濱崎　正明	○	○	○
広島県	広島海区漁業調整委員会	会長	北田　國一	○	○	○
		次長	住吉　勉	○	○	○
		書記	房尾　奈生子	○	○	○
山口県	山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会	副会長	三浦　忠	○	○	○
徳島県	徳島海区漁業調整委員会	会長	今治　清孝	○	○	○
		主事	佐竹　友樹	○	○	○
香川県	香川海区漁業調整委員会	会長	北尾　登史郎	○	○	○
		書記	小林　武	○	○	○
		書記	宮奥　昴次	○	○	○
		書記	丸山俊輔	○	○	○
愛媛県	愛媛海区漁業調整委員会	会長	決定次第	○	○	○
		書記	大谷　美紗稀	○	○	○
大阪府	大阪海区漁業調整委員会	会長	多田　稔	○	○	○
		書記長	西井　裕子	○	○	○
大分県	大分海区漁業調整委員会	委員	畠中　順子	○	－	－
		事務局主任	甲斐　桑梓	○	－	－

全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の出席確認票

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日程		出欠
11月6日（木）	西日本ブロック会議（14:00～17:00）	
	意見交換会（18:00～20:00） ※飲食代負担　1人　8,000円	
11月7日（金）	現地視察（8:30～12:30）	

※希望される内容に「○」を記載してください。